

第 4 日

1. 平成25年 9 月20日 午前10時00分招集
2. 平成25年 9 月20日 午前10時00分開議
3. 平成25年 9 月20日 午後 7 時44分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 笠 輝 博 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	徳 永 宣 久
企 画 課 長	山 下 仁	建 設 課 長	杉 本 章 一
経 済 課 長	坂 本 政 明	税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘
健康福祉課長	堤 一 徳	学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
社会教育課長	有 富 孝 一	町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生
特別養護老人 ホーム施設長	石 原 恵 一	事 業 課 長	松 尾 憲 成
福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎		

-
12. 議事日程

- 日程第1 議案第59号 平成25年度和水町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第60号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第61号 平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)

- 日程第4 議案第62号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第63号 平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第64号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第65号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 常任委員長決算審査報告について
- 日程第9 認定第1号 平成24年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第10 認定第2号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第11 認定第3号 平成24年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第12 認定第4号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第13 認定第5号 平成24年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
- 日程第14 認定第6号 平成24年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第7号 平成24年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第8号 平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第9号 平成24年度和水町春富区財産特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第10号 平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第11号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算
- 日程第20 報告第5号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第21 報告第6号 平成24年度和水町一般会計繰越精算報告について
- 日程第22 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第23 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会）
- 日程第24 閉会中の継続審査について（建設経済常任委員会）
- 日程第25 議員派遣について
- 日程第26 閉会中の継続審査について（議会運営委員会）
- 追加日程第1 同意第7号 監査委員の選任について
- 追加日程第2 同意第8号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第3 議案第67号 菊水区域小中併設型校舎建設事業の事業費に関する住民投票条例の制定について
- 追加日程第4 発議第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について
- 追加日程第5 発議第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書提出について
- 追加日程第6 発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書提出について

開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第1 議案第59号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、議案第59号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。ちょっと確認したいことがありまして、10ページの繰入金、7億5,600万の説明は以前聞いとるんですが、もう少し、金額が大きいので、その中身の説明をお聞きます。

それと、次に、どこだった、次のページか。またすぐに、戻すっちゃうんですかね、財産管理のほう、財産管理費で入れるということになっておりますので、そこらへんも含めて、総務課長でしょうか、説明をよろしくをお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい。杉本議員さんの御質問にお答えします。まず、10ページのほうで財政調整基金からの繰入れということで7億5,600万を計上しております。これは、平成25年度の学校建設事業が進みます中で、25年度の学校建設にかかる工事費が11億ぐらい、ちょっと計上して、予算計上、当初予算のほうに計上してありますので、その大体40%、前渡金という形で支払うことになるかと思っておりますので、その前渡金の支払う時期については、それぞれちょっと違いますけど、補助金とか起債借入れがどうしても年度末になるということから、前渡金を払う時点で、ちょっと財源不足、資金不足となりますので、一応財政調整基金のほうから繰入れまして、その後今度は積立てのほうにも同じ金額が出てますけど、年度末に補助金あるいは起債等の入金があった時点で、また同じ金額をまた財政調整基金のほうに積立てるという形で、ここに繰入れと積立てのほうを計上しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 私もわかったような、わからないようなんですが。今まで私も議員長くさせてもらってととですけど、繰入れてすぐに繰り入れるちゃうのも、どういう意味があるんだろうかと思ったら、40%支払いとかあったんですが、いまいち私もわかってない部分があります。それと、どこだった。

次に、先ほど全協でありました指定管理者の件なんですが、ちょっと私が、ちょっと字が小さくて今見つけきらんとですけど、七百数十万ちゃうのがありますよね。

(「17ページ」と呼ぶ者あり)

17ページ。はい、肥後元気村精算補助金というのが793万あるわけですが、先ほど全協とかあったので、私も全協のときに、ちょっと各議員の質問の時にちょっと疑問を持ったんですが、それを少しだけ。先ほど、副町長に「責任は」ということでありました。言われるとおり、法的には、それは副町長には、社長にはないというのが事実かと思います。ただやはりですよ、その23年に増資、そして減資とかありまして、その時に経営を今からきちんとやっていくという上での賛成多数で議会は可決しとるというふうに認識しとるんですが、その間の努力ですよ。私は最初、ワンセクを三セクにするのも一つの方法だろうとかいろんなことを言っとりますけど、やはりそこらへんのいろんな努力が、やはり足らなかったという道義的な責任というのは発生しとると思うんですよ。これは町長もですよ、ワンセクですから。だからそこらへんの明確な答弁を町長と副町長に求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。元気村の、今回精算に関してのお尋ねでございます。これは、都市と農村の交流事業として11年にスタートいたしておるかと思えます。それから、今日を迎えておるわけでございますが、今日まで農家、農村の農業振興面、それから温泉を利活用した観光、そして地域の方々の健康、そして全体的、総合的な三加和地域の観光の拠点として今日を迎えておるわけでございますが、その間、よくわかりませんが、当初は直営だったのか知りませんが、途中から肥後元気村という会社組織になったのかなと思えます。

そういう中で、ずっとやはり努力されてこられたにもかかわらず、厳しい状況、そういう中で減資、増資、23年に7,000万の減資、そして6,300万の増資をお願いをいたしたところでございます。その時点においても超過借金がございまして、それによって、そのやはり利息が発生します、その資金フローに時間を費やすことにしましては、非常にもったいない時間でございますので、そうしたことにしましては、いったん返し、しっかりと経営改善に努めていただけてきたところでございますが、御承知のとおり、結果として厳しい、よって今年度も、2年、27年までの委託をお願いしたわけでございますけども、冒頭レジオネラ菌発生そうしたことも一因でございましょうが、月に多額な借金、それが続くような状況でございまして、これでは大変な、なんとか早く出血止めしなきゃいけない、そういうようなことでもう、閉じていただくようなことを、株主として会社のほうに指示いたしたところでございます。そういうふうなことで、今その責任所在にしましては、今もちろん道義的なものでお尋ねであると思えますが、そのことに関してはまた、いろんな懲罰委員会、そうした中で、こうした類に関してちょっと考える時間をいただきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） はい。杉本議員さんの元気村の精算についての700万計上しておるわけでございますけれども、そのこういうふうに至った経緯と言いますか、そのことについては今

町長のほうから述べられたと思いますけれども、やはり、努力が足らなかったのではないかなという御指摘、たしかにそういう部分もあるかもしれませんが、23年3月1日だったと思いますが、弁護士さんにそのへんいろいろお聞きをしていったときにも、やはりその後、新しい指定管理者になった時に、役員さんたち、新しい役員さんがその時におられたのかなと思いますが、その時には、いろんな施設、緑彩館、それから交流センター、当時はあばかんもあったと思いますが、そういう施設にそれぞれの役員をはりつけながら、そうして独自の経営手腕を発揮してほしいというような計画のもとにそれぞれ、ほとんど毎日来られとった役員さんもおられるというようなこともお聞きもしておりました。すべてではないと思いますが、その中でもやはり、今日までそういう、緑彩館みたいなそのような商店を経営された人も役員の中におられましたし、そういう人のノウハウをその店で発揮できるようにというようなことで、当時の役員さんたちがそういう配置をされたと思います。

その中でも、先ほど申し上げましたように、やはり自分の能力の範囲内、やはり一生懸命やられてきたのは、私は事実かと思います。しかし、それにもましてやはり入館者数、やはり類似施設の、そういう施設が近隣にできた影響もあろうかと思いますが、やはり売上げが上がらない、どう努力しても上がらないということで今日まで迎えてきたわけでございますけれども、その後、私がこの代表取締役になりましたのが、今年度の4月からでございます。その当初の月次報告会の中で、やはり数百万赤が出た。その時にはそう、まだ資金力もあるような話も聞いておりましたけれども、やはりその月の5月、月次報告会の時には、やはり若干レジオネラ菌が発生をいたしまして、そのへん10日程度の休業をいたしました。その時もやはり、数百万、そのレジオネラのおかげでやはり売上げが相当減ったということ。その次の6月、月次の時にも、やはりそれ相当の数百万のやはり赤であるというような報告を受けながら、これでは3カ月で我々が想定しなかったような金額の赤が出たわけでございますので、あのような、これはこのまま営業したら、とても従業員に支払う給料も確保できないという思いの中で、決断と言いますか、本当に苦渋の思いの中で従業員さんたちを解雇したわけでございます。そのような努力をしたにもかかわらず、今日の状況を迎えたことに関しましては、町民の皆様をはじめ、議員の皆様方には深くお詫びを申し上げたいと思います。

それから、責任のお話がありましたけれども、これも先ほどの全協でのお話がありました。その時にも申し上げましたけれども、やはりその責は先ほど言ったとおりに、そういう等々が発生していないようですから、その責はとる必要はないというような弁護士さん、これも23年3月1日に言った、これは以前の顧問弁護士さんでも同じような答えをいただいております。しかし、道義的責任というのはやはり逃れないなと思っておりますので、前回から少し時間をくださいというようなことで申し上げておりました。先ほども申し上げましたけども、今朝もその話を若干しましたが、どうしても煮詰まらなかったというのが現状でございます。なんらかの形の中ではっきりした責任はとりたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。今答弁をいただきました。話聞いって思ったのは、ちょっと止めるのがはっきり言って遅かったと思うんですよね。もう少し早くすれば、まだ税金を790万3,000円ですかね。ここらへんも、金もいらずに済んだわけですよね。やはり、そこらへんをやはり何らかの責任はとる必要があると思います。

先ほど、町長のほうから懲罰委員会と言われましたけど、やはり選挙で通られた町長が、やっぱり懲罰委員会じゃなくて、みずから処するものというふうに考えます。今、ここで言っても仕方ないんですけど、ボーリングをやって、また配管とかやりますので、そこらへんも若干心配はしとります。これ、何で言うかという、今日決算なんですけど、決算の認定。やはり、ここもだけど、やっぱ、税金ですから、公金ですから、住民のためにどのような仕事をしたのか。その仕事の出来高と出来具合というのを、やはり町長・副町長が中心になってみらにやいかんですよね。

そして、議員もチェックする。町民の皆さんも、そこらへんに関心を持ってもらう。やはり、正しい税金の使い方という面では、ちょっと私これには非常に疑問を持ったりします。先ほど、経営健全化を図ったとか言われますけど、残念ながら、残念ながらですね、いい結果は出なかったんですけど、やはり本当の、さっきも言いましたけど、本当の出来高、出来具合、チェックされてきたのか。そこらへんも非常に疑問に思います。あと本当は具体的に言いたいんですが、事業課の皆さんが大変今も苦勞されておりますので、具体的なことはちょっと差し控えてるんですけど、本当は具体的に言いたいんですが、やはり本当に、事業課の皆さんにはやっぱ、町長、副町長はやっぱりなく、やっぱりですね、一言やっぱ言わなんですよ。本当に今苦勞されております。そこらへんで思いをお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） はい。たしかに今、担当事業課は苦勞をしております。私もなかなか会社のほうに行くこともありませんので、任せっきりと言いますか、重要な時だけは、声がかかった時だけは参加をしておりますけれども、非常に苦勞させております。そのことについては、職員に対して心から感謝をしておる次第でございます。

今後、会社がこういうことになった後、昨日、そういう次の指定管理者選考会がありましたけれども、やはり受けていただいた会社には、やはりそういう今日までの思いをぶつけて、必ず成功をしていただければと思います。先ほども言いましたけれども、やはり従業員の再雇用、やはり素晴らしい職員もいっぱいおりました会社ですので、是非そのへんは面接をいたしながら、どうか使ってやってくださいというようなことを、昨日の審査会の中でも各社に申し上げたところでもございますので、そういう思いの中で、少しでも今日までの元気村の経営の払拭になればというような思いの中で、これからもそういう新しい指定管理者にお願いはしてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい。今、先ほど答弁いただきましたけど、今の答弁の中で次の経営形

態はどのようにされるのかだけ、1点ですね。指定管理とか言われますけど、それはワンセクなのか、それとも三セクなのか、完全にお任せという、どういう企業形態の中で、経営形態の中で交流センター、緑彩館をどのように発展させ、やはり温泉という町の大事な宝です。だからやはり真剣に、本当に今までみたいなやり方では正直な話、問題が多すぎます。やはり、大事な大事な宝と思って、観光資源だと思って、人任せするんじゃないくて、町長、副町長がそこらへんの思いですね、今度の経営、どのように考えていらっしゃるのかを、今答弁されたので質問していいかと思ひまして、質問させていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。今回のもろもろによって、事業課、大変かねがね通常の仕事を持ちながら、取り組んでくれたことに関しては、この場を借りて労をねぎらいたい、そういう思いでございます。

今回、今までは肥後元気村という、長年の御承知のと通りの体質の中でできておりました。それが良かった、悪かった、これはもうちょっと差し控えさせていただきまして、今回は6社の候補をいたしまして、もちろん新たな泉源、そして部分的、やはりしっかりとリフォームせにやいかん部分に関して、予算いただいております範囲に、なるべく効率良く、いい形の中に今事業課のほうでしっかりと優先順位をもって取り組んでくれておるわけで、それが進んでおるわけでございます。この後、おそらく10月、議員の皆さん方に御承認いただかないかんわけでございますが、その企業というのはやはり、たったそこだけ、交流センター、緑彩館、それだけの経営じゃなくて他数々の経営もなさっておるわけでございますので、やはりそうした連携の中で我々和水が求める三加和地域の多くの方が観光拠点として、多くの地域の方が健康、入浴そういうふうなものに取り組んでいただくことを願っておりますし、また行政としてお願いもしなければいけない。もちろん駐車場においては、やはりその施設に来るお客さんだけじゃございませんので、その駐車場に関しては、なにがしの委託料をもって委託、お願いをし、そして環境を損なわない管理を願いたいと思っております。そういうふうなことでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 質問主旨は。経営形態は。ワンセクか。三セクか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ワンセクです。はい。

○議長（多賀勝丸君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい。ページ12ページ、2款の総務費の中の10、地域づくり推進費の需用費の中の燃料費として24万円計上してありますが、この内容の説明をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。今我が町には地域おこし協力隊を昨年度から、3名おいでただいて活動してもらっておりますけれども、実は3名の方が一生懸命活動していただきまして、研修あたりが鹿児島とか行ったりなんかしていただいております。そういった中で、どうしても予想しておりました燃料代が不足するというので、その燃料代の補正をさせていただいております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま燃料費の24万円の内容はよくわかりましたが、現在今課長のほうから話がありましたように、地域の活性化や、協働による町づくりの推進を図るために、地域おこし協力隊3名を平成24年度から受け入れて活動しておりますが、その隊員の活動のアドバイスやまちづくりを支援する体制づくりですね、これは現在どうなっているのかお尋ねいたします。燃料費に直接は関係ないと思いますが、地域づくり推進費の項目ですので、答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） お答えいたします。毎週、週はじめに月曜日に、月曜が旗日の時は火曜日になるわけですが、朝から担当者二人、係長と担当者と二人、すと相手方が3名ですが、会議を開いております、情報の交換をやっているところでございます。そういった中から、支援をやるべき部分等を判断して、自分で中心にやっていただく面と、そういったふうなことを見いだしながらやっています。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今、課長のほうからまちづくり協力隊に対するアドバイスや、その体制づくりについての答弁がございましたが、ちょっと答弁が物足りないところがございますけれども、現在町内の地域づくり団体として、なごみの里協議会や上板楠のみどりの里づくり協議会などが活発に今活動を続けております。例えば、上板楠みどりの里協議会では今、新幹線玉名駅周辺の田んぼに稲穂で描かれました「くまモン」と一緒に、かかしの演出や創作物が展示されております。このように、町や地域をアピールする取り組みが積極的に今行われているわけですが、そういったまちおこしグループ相互の、横の連携と言いますか、情報交換等の場が少ないという声をよく聞くわけですね。

事務局の企画課サイドでは本年度の事業の中身を見てみますと、地域づくり活動の報告会を充実させたいというような項目を設けて、取り組みをしているようでございますが、本年度はこの後どのような取り組みを予定されているのかお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。ちょうど今その資料を持ってきておりませんので、あとの

ほうで答えたと思いますけども、今ありましたようにいわゆる地域おこし協力隊のメンバーによって、それぞれの里づくりのほうにも、申し上げたように高野とか十町とかあるいは上板楠ですか、そちらのほうにも参加しておりますし、必要において職員も参加させていただいております。たしか今おっしゃられたように、「くまモン」の件は玉名駅だろうと思うんですけども、北稜高校の生徒たちが実働部隊となってやったちゅうようなことで非常ににぎわつとりますし、いいことだなあと思ってるところでございます。

いわゆる、連絡会あたりもたしか2回程度ぐらい今年度になってやったと思うんですけども、今おっしゃるとおりに、そういった地域づくり団体のほうから数が少ないということであれば、ありますようですので、今後そのあたりを肝に銘じて議論しながら、また開催のほうを図っていきたいというふうに考えてまいりたいと思います。以上です。

（「どうして地域づくり団体連絡協議会等の今後の計画は何かないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。その件についてはちょっと私が把握しておりませんので、後で御報告させていただきます。すみません。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 2番、豊後です。今ソフトバンクの誘致について、町長は一生懸命誘致活動をされております。ただ、今回の一般会計補正予算の中にそれに伴う費用が一切出てきてないと。本来ならば各市町村みますと、かなりの額を予算化をして取り組んでおるとというのが新聞に載っております。我が町においては、本当に寂しい限りだなあというふうに思います。やはりここは予算化をして、町長みずからリーダーシップをとられて誘致活動に本腰を入れていただきたい。今までの過程の中で、町長がとられた誘致活動についてお伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。福岡ソフトバンクホークスの誘致に関しては、御承知のとおり3市1町、県において、熊本県において手を挙げておるわけでございます。このことに関して予算化していないということでございますが、のぼり旗に関しては経済課の観光のほうで作り上げております。それから、先日県知事、それから県議会全体に後押しをしていただくお願いに、今、旬でもございますので、勝ち栗というか、「勝鷹栗（かちたかぐり）」と名付けて、その商標もきちんとカラー刷り作りましてそれを配りながら、和水のお願いと、少なくとも熊本に是非というような、そしてどっかに点がおりましたならば、それをそれぞれが協力し合う、そういうふうなお願いをしてまいったところでございます。

この後は、また福岡のなんかそういう宣伝部隊が来まして、商工会の協力もいただきたいと思いますので、商工会長さん快くそのことに関しては協力しますとおっしゃってますので、担当のほうが直接お会いして、そういう福岡におけるPR活動、そうしたことに关しては一緒に

なって行動しなさいというようなことを申し上げておるわけでございます。そこにおいても、バスで球場に行く、その球場に行くような方はメガホンとかユニフォーム、はっぴとかいろんなものを持っておりますので、そういう方々を見つけながら、その和水の「勝鷹栗」をお分けして、そして和水を宣伝し、その栗がいかにも球場に持ち込まれるかということの努力をするようにいたしておるところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 先ほどの今までの活動については、一生懸命やられとるということで確認をしましたが、やはり我々に、和 water 町にしかできないような誘致活動をやっぱやっていかないと、本当に、手を挙げました、しかし、その先はあんまり進みませんじゃ、たしかに町長、県のほうに行かれて、議員も同席されたと聞いておりますけども、その中でやっぱり蒲島知事、トップをお願いをする、これはもう重要なことです。大事なことです。

ただ、我が町が手を挙げた以上は、我が町における企業との連携の中でやはり、大きく大々的にやっていく、それがやはり和水のいいところをアピールする過程でもありますし、なんとしてもここに誘致活動をせなんという意気込みをやっぱ見せていかないと、本当に、今菊池も手を挙げとります。八代も手を挙げております。その中で、じゃあ条件的にこの土地は無償提供しますよと、そういうばかりじゃなくて、本当に利便性の問題から、やはりその地域の活性化、景観、そこまで含めたところで、私はソフトバンクのほうから誘致についての提案をされております。それは、高速道路から近いところ、福岡のメイン球場から1時間以内でできるところ、その条件に我が町はぴったり当てはまるわけですね。向こうから指針を示すのはやはり私はこの番城地域一帯、ひいては司のゴルフ場一帯をメインに打ち出せば、本当に私は少しは目を向いてくれるんじゃないかなあという思いで、一般質問、全協の中でも申し上げております。

たしかに、今学校建設の中で進んでおりますけども、そういう部分も経済効果を狙う意味では、私は視野の一つに入れてもいいんじゃないかなあというふうに思いましたので、あえてやはり町長、音頭をとって、インターの出口、それから南関インター出口、そういうところに大きな垂れ幕をつけて誘致活動をやっていただきたいというふうに思います。

それで今後、どういった動きをして、一生懸命誘致活動に臨まれるかを聞いて終わります。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。まず和水の町民の方々が、そういう誘致をしておるということを知っていただいて、その思いが、願いが高まることを願って、署名活動を議員さん方も頑張っていると思いますが、多くの職員にお願いをいたしております。そして、それを現地に持ち込むことに関しては拒否されております。

ですから、知らないところで郵送するというような、やはりその和水の多くの方々の思い、願いを郵送したいと思っております。それから、今ふれあいの森一帯を提案いたしておるわけでございますが、非常に一帯が、合併前に三加和地域において、そういう都市と農村、そうした

交流の拠点として企画されたわけでございます。

しかし諸般の事情、その企画が凍結されて、今はやはり里山再生一部活動されております。富士電機、それから県立大、そうした地域協力されております。そういう、以前そういうことが、ここに場所がありますよじゃなくて、以前合併前の三加和地域でそういう計画がなされた場所ですよということが一つの強みじゃないかな、あ、そういう計画がなされたところかというようなことを思って、そしてほかもろもろのこちらから、議員さん方から御理解いただいた中で、いろんな提言をさせていただいております。まず、知事も向こうのトップ、非常に上の方々とのいい関係であるということでございますので、熊本の1町3市、これにどこというわけにはいかないので、そこらへんが一つにまとまった時点で、点がおりた時点で、命懸けで頑張っていきますというお約束をいただいたところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 担当が非常に情熱を持って一生懸命やっております。このことを真摯に受けて、やっぱり職員の皆さん方、そこに応援メールを送るようにひとつ、そういった横断幕とかそれも考えて、予算措置をして、十分な活動ができるようお願いをしておきます。

それと、先般JAたまなから菊水産の栗を60kg無償提供いただきました。先般、お礼も申し上げましたけれども、やっぱりその担当のヒントによって勝ち取り、非常にネーミングがいいブランド名をつくっていただいております。

町が商標登録をして無償に使っていいですよということで提案もしております。やっぱり、一つのものに向かっていくには情熱を持って取り組む姿勢が一番大事だと思いますので、やはりただ誘致といいますか、署名活動だけでは、私は何の意味もないというふうに思います。これこそ無駄だというふうに感じておりますので、やはりアピールするための、目に見えてアピールすることをやっていかないと、町民も本当にこういうことをしよるのかなと。やはり町民に知っていただいて、いろんな意味でアピールをするというのが私は一番だろうというふうに思います。経済課長、音頭をとって積極的な活動にやっていただきたいというふうに思います。町長、よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 豊後議員さんにおいても、経済課の担当職員と常に連携をしながら、意見交換をしながら御協力いただいております。なかなか非常にいいアイデアを持っておりますし、また職員じゃなくても、民間の方々のいろんなアイデアも協力もいただいております。

よって、しっかりと、そうした、こうしたい、ああしたいということに関して、私は町として叶うことであれば、しっかりとそれを見守るといえるか、一緒になって頑張っていきたい、そのように思っております。はい。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほど質問もありましたが、元気村の精算補助金793万1,000円、この件について伺いますが、先ほど答弁の中でもありましたが、三加和町当時から、この元気村ということで株式会社を町が全額出資して経営すると、運営するという状況でこの和水町になって経営を引き継ぐという形でやってきたわけですが、先ほど町長の答弁にもありましたが、23年度まで資本金は7,400万円あったわけですね。ところが、経営が厳しいということで400万円は残して、そして6,300万円を増資するというにしましたわけですね。

私は、それは反対をしましたが、その時に問題点も指摘したんですが、この毎年行われる株主総会ですね、元気村の。その当時、町長しか株主総会には参加できないわけですよ。発言権は町長しか持たないと。オーナーですから、100%ですから、そういう形態になっています。そこで、私はいろんな経営状況を分析して、やっぱりどこが悪いのかと、なぜ赤字になってるのかということも含めて、きちんと検討をして指導、援助をやるべきだということを申し上げました。

しかし残念ながらこういう形で、今まで町民の税金を投入したのが資本金1億3,700万円、これが今回もうすでになくなってしまったと。そして、それでも足りないから今回の793万1,000円税金を投入すると。これで精算してしまうというのが今回の提案だと思います。

私は、先ほど副町長からも答弁がありましたけれども、これまでの元気村の経営の状態、これについては一生懸命役員さんたちもやられて、売上げが努力しても上がらなかったと、レジオネラ菌も発生をしたと、あるいは立派な社員でみんな頑張ってもらったと、そういうことが答弁としてありました。

しかし私は、レジオネラ菌が発生した当時、議会でも指摘をしましたが、毎年業者に委託をしてお風呂の掃除とかをやってましたけれども、これを経費削減ということで、専門的な業者にやってもらうのをストップしたと、それでレジオネラ菌が発生したんじゃないかと。当然プロがやる掃除と、一般的な社員がする掃除では違いますから、そういった意味では非常にまずい経営のあり方をやってきたというふうに感じたわけですね。売上げが頑張っても上がらなかったという点ですが、私は全協の中でも話がありましたが、取締役の責任、代表取締役を含めて、先頭に立っての責任。これをどうするかというのが、やっぱり株主総会で毎年毎年、吟味しなければならなかったんじゃないかと、ところがそれがやられてないと。聞きますと取締役会議であまり意見が出ないと、どういうふうに経営を改善して黒字に持っていこうかと、そういう話があんまりないということも聞きました。これでは、100%出資している元気村が、今先ほどありましたけれども、いろんな温泉施設あるいは直売所とかできてますので、それに対する手をうつということができなかったんじゃないかというふうに思います。その点でどういうふうに町長あるいは副町長、考えておられるかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。これらの施設に関してはただ単純に利益を上げるのみが目的ではないと思っております。やはり、再三申し上げておりますように地域の農業、そして温泉を活用

し健康につながり、そして総合的な観光振興、もちろん雇用の方でもございます。多くの人がそこでなんなりと潤いを得ておるわけでございますので、やはり、よって今日赤字が出て、早く出血止めをしなきゃいけない、よって今日、肥後元気村というのは休眠状態に入っておるわけですが、やはりその施設は必要だということで、新たにやはりプロ意識を持った指定管理公募、やはりそういう方たちの公募を図り、6社の方が手を挙げて、そして先日プレゼンがあり1社に決め、そして、この後10月には皆さん方に御紹介をし、御承認を得る。

そしてまた、和水町が三加和地域が求める、そういう経営をしていただく、そういう思いで今日を迎えておるわけでございますので、ひとつそこに携わった多くの方々がやはり遊び心でそこで経営したものじゃないと。やはりそして、毎月毎月经営、会計監査委員というか、経理を整理し、そして収支報告がなされ、そしてやはり翌月に向けての議論、協議はなされてきたものと信じております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） はい。役員会で意見があまり出ないということですが、私就任してから当時から、こういう精算をしなくてはならないような状況ですので、喧々諤々、意見はその3カ月の中ではありました。以前のことはわかっておりませんので、わかりませんが、そういうところでいろんな、やはり方法はないかと、食い止める方法はないかというようなことを、もともと25年度の事業計画の中で七百数十万の赤字の計上をしてあったと思います。事業計画でですね。そのへんを払拭するのがまずは、だから700万程度のマイナスになるような方策を考えなさいというようなことで指示はいたしました。一時的には、時間給は最低ライン、最低賃金のラインですので下げられませんので、就業時間の短縮、出勤時間、出勤日数の短縮あたりをすれば、どうにか700万程度の短縮はできるだろうというような、一時的な回答はまいりましたけれども、やはりそうすることによって、会社の経営が成り立たないというようなことで、このへんはそのままの状態になったわけでございます。やはり、その後いろんな話し合いの中でも、いろんな意見はでましたけれども、やはり増収の、今現在、当時ですね、努力はしましたけれども、なんら変わることなく、やはり減収の一途をたどったということでございます。全然、役員会で意見交換、そういう議論がなかったということはありません。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 私は先ほどからの答弁を聞いていますと、やっぱりこの元気村の経営、それから赤字がずっと出てきたという点では、やっぱり認識が甘いんじゃないかというふうに思います。やっぱり、毎年毎年の経営はそれはいろんな社会情勢の中で変わってきますから、それは当然内容も変わってくると思います。

しかしそういう中で、やっぱり、どう赤字を出さないようにやっていくかと。先ほど町長の答弁で「経営は利益を上げるだけが目的ではない」というふうに言われましたけれども、じゃあ赤字になっていいのかと。だから私は、せめてトントンでやっていくような方向にもっていくよう

にしなければ、当然、人件費なり経費がたくさんいるわけですから、そういう面では利益を上げるのはやっぱりそういう経費を払うためにも必要ですから、それはちゃんと経営形態としてはやっていかなければならないと。ですから、そういう認識がちょっと甘いんじゃないかなというふうに思いますし、それから、副町長のさっきの答弁では取締役の期間が、空間がありましたので、しばらく入ってなかったですから、その間の中でもいろんな声があんまりでないと、取締役のですね。だから、なかなか改善策も見いだすことができない。

私は何の団体でもそうだと思うんですが、やっぱり特に会社ですから利益を生まなければなりませんから、その経営陣としてはきちっと、自分はこういうふうに改善していきたいとか、そういうことを全員がやっぱり意見を述べて、そしてそのために改善していくということが、これはもう鉄則だと思うんですね。それが、副町長がいなかった時点でそういうような状況があったということを聞きました。やっぱりそういうことでは、今回の大幅な赤字、そして資本金がもうすでに底をついてしまって790万円のまた補てんという形で、町民の税金をつぎこまなければならないと。こういうふうになってきたというふうに思うんですね。だからやっぱりその時、時々どういう手をうつのかということを、きちっと町が責任を持ってやっぱり指導していくとか、そういうことが重要だったというふうに思います。その点でどういうふうに考えるかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。今いろいろと御意見、こういうことが足らなかったんじゃないか、ここらへんが努力するべきだったというような数々の思いを、今いただきましたけども、それは全くそのようなことで、それをいかに現場の従業員がそういう思いを持つかということとございましょうし、やはりその現場の支配人が中心に、そして、やはり支配人というとその現場における、やはり経理的ノウハウを持った代表でございますので、やはりそうしたことの立場における人の認識が足らなかったんじゃないかなということは否めない。よって、今回そういうような数字が出ることになるのかなというふうな思いはいたします。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 私は、町長は今支配人のことを言われましたが、この間に支配人がコロコロ代わってるわけですよ。合併してから何人代わったでしょうかね。3、4人ぐらい代わったと思うんですが、この8年余りの中でですね。だから、そういう中心となるべき人物が固定化しないと。これでは前年度の、あるいはその前の経営状況がどういうふうに活かされるかという点では、非常に疑問視されるし、力にならないんですよ。

だから、やっぱり取締役が逆に言えばそういう時に、それまでの経過を知っているわけですから、把握してそれを経営内容に活かしていくというのが、本当に大事だったと思いますし、支配人それぞれが代わってきた時点で、それは認めてきたわけですから、じゃあそこでどういうふうに改善をしていくかということも真摯になって、やっぱり考えていく必要があったんじゃないかとい

うふうに思います。その点で答弁があれば伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。ただいまの仰せのとおりでございまして、毎年決算報告、そして次年度における目標、取り組む姿勢、そうしたことに關しては、いろいろ全協で現場のいろいろな役員の立場から説明をしてきたわけでございますけれども、その言葉どおりにいってない、そういうことで今回こういうふうになってるのかなと思います。

今後においては、もう全く違う体質、違う形の中で、新たな管理者が入るわけでございますので、今後においては本当に良かったと、やはり地域の方、和水町すべてにとって、いい施設になるような、株主としてお願いもしますし、指導もしますし、そういう地域と一緒にやってこの経営に取り組んでいく必要があると思いますので、そうした意見として要望として、受け止めておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい。もう1点お尋ねします。ページ19ページ。公民館費の中の19負担金補助金交付金のモデル分館活動、公民館のモデル分館活動補助金、4万1,000円が計上してございますが、補助対象分館名と、その新規事業の内容について伺います。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） モデル分館活動補助金については、例年、2分館分の1分館5万円の予算ということで、2分館分の計上をしてございましたけれども、今年度3分館から要望がありまして、補正を今度お願いしたところでございます。

内容については、地区については、下津原、それから上津田それから東吉地の3分館でございます。内容については、まず下津原ですけども、あ、下津原じゃなくて久井原でした。久井原ですけども、下久井原ですね、下久井原ですけども、ふれあい交流会というのをされまして、その内容は料理教室とか、工作教室等が行われております。

それから、東吉地については、ペタンク大会を開催ということでございます。それから、上津田については、芋生田の夜桜散歩道ということで、十町川沿いに桜並木ができておりますけれども、そこに竹灯籠を設置してライトアップ等をするということで事業を行っておられます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 私、分館、公民館の分館活動をよりいっそう活発に推進していただきたいというような思いから、質問をしておりますが、今課長のほうから話がありましたけど、補助金の交付額はたしか5万円の定額ということでございますが、今回補正に上がっています、申請の上がっていますこの、下久井原ですか、下久井原の全体の事業というのは、どうなってる

か伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 下久井原の全体規模については、ちょっと今、手元にございませんで、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） これまで、分館単位での、公民館の分館単位での新規事業を対象としてこのモデル分館活動補助金が執行されてきていると思いますが、この分館の規模やその事業内容にもよるとは思いますけれども、定額の5万円という今の補助金制度につきまして、これは再度検討をお願いしたいと思いますが、今後さらに分館活動をより積極的に推進していくためには、このモデル分館活動補助金の支援のあり方、あるいはその補助規定の見直し等の考えはないか、その点をお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） このモデル分館活動補助金については、交付要綱に基づいて実施しているところでございますけれども、この近年の状況を見ても、平成20年度が2件、21年度から24年度までは毎年1件ずつの申請が上がっております。今年度、ここ何年か、以前小山議員からも御指摘があったことがありましたが、年度はじめに体育部長、分館長の合同会議を行いますけれども、その中でも分館活動補助金について、分館長さん方に内容を御説明をしておりまして、今回3件上がってきたということで喜んでいただいております。その内容については、その分館長さん方の御意見等をまたお聞きしながら、今後検討していくことがあれば、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今回の補正予算は大体、元気村が主体と思いますが、元気村の先ほど社長から話がありました。新しい元気村になるために、昨日プレゼンテーションがあって新しい立派な会社が決まると、そういうことで私は前向きにこの件について、ちょっと提言をしたいと思っております。もう井上副町長が社長になられて、大変厳しい状況下で、大変何回も何回もお詫び申し上げますと、もう言われましたので、私はもうお詫びはしてもらわなくて結構ですから、この新しい元気村ができましたら、ちょっと問題があるのは、私は前から何回も言いますが、ボーリング、管工事はもうこれは当然の当たり前のことです。あそこの中に私は温泉に何回か行きました。この前から申し上げますように、浴場が狭いと。そすと、露天風呂が浅い。もう浴場もやっぱりと二、三千万かけて、やっぱ広い浴場にしなければとても来はしないというような思いがします。私はよく友達と七城温泉センターに行きます。もう、あそこは広くて、車の駐車場がありますが、大変いつも満員でございます。あそこに三加和の場合は、温泉はたしかに温泉の質は、平

山温泉と変わらない質だろうと思います。

そういうことで、やっぱり中身をされんとなかなか前向きに好転をしていかないと。元気村のことについては、大変皆さん方も心配されておられました。私も心配して何回か申し上げましたが、やっぱり早く民間に移して、民間の活力の力を得なければいけない。いろいろな場所がまだあります。我が町においても、やっぱり民間の力を入れて、民は民でできるところはしなければいけない。そういうことで元気村については、そこらへんあたりも。

それから、今度ソフトバンクホークスですか、それが一番今大きな話題になつていますが、ふれあいの森の件についても、私も幾度も、議員になりまして現場をすぐ見に行きまして、提案をしました。企業誘致ということで、企業にも見ていただきましたが、なかなかあそこの開発には、やっぱり相当の金が要るということで、なかなか手を挙げられませんでした。ソフトバンクさんも来るならば、あすこもやっぱり開発をして、やっぱりそこに応えられる様な元気村と組んで開発をする、そういうようなことが必要ではなかろうかと思います。

それから緑彩館ですが、緑彩館についてもこれは私たちのすぐ隣の鹿央町に、夢大地ができました。もう、あすこは行ってみますと、もう夕方の、土曜・日曜日はもう品物は売り切れでございます。そしてスペースが大きい。そして品物は新鮮で立派な野菜があると。私たちもロマン館も元気村もありますが、スペースが少ない。そしてやっぱり品物がやっぱり少なごたつ感じがいたします。そこらへんでやっぱり出荷者と話をしながら、やっぱりこれも本腰を入れて、取り組んでいかなければいけないと思います。ロマン館について、今野菜が相当高うございます。ロマン館のレジは二つぐらいしかない。緑彩館も一つぐらいしかない。夢大地に行きますといっぱいあります。数えはしておりませんが、お客さんもいっぱいございます。やっぱりそこらへんの、やっぱり成功するためには出荷組合の人の協力も必要だし、立派な野菜を出して本当に元気村が元気づくように。やっぱり新しい経営に任したばってん、いかんだったということがないように、ひとつ十分に、町が出資者でございますので、そこらへんをひとつ取り組んでいただきたいと思います。これが1点です。

あと1点です。私は少子高齢化で、大変、いつも言いますが少子化対策については、もう相当手をうっていただいております。これは若い人がインターネットを見て、我が町に来たいと、諏訪の原ですか、あすこ近所のアパートが三十、四十とあっております。もうアパートは満杯でございます。不動産に聞きますと。それぐらい少子化については、病院代が高校生までいらない、新婚の場合は15万やる、子どもが生まれた場合は20万、20万、20万、20万、50万やると、そういうのが魅力のようでございます。これはもうたしかに我が町は相当アパートは満杯ということ、人口が増えるかなあと思っておりますが、まだ減つとるようでございます。そういうことで、宅地造成を消防署の裏に入る予定のようですので、これも早急にやっぱり手をうっていただきたいと思います。もうこれは何年前からの話ですので。これが定住促進です。

それから、高齢化対策です。高齢化対策については、65歳以上の人が我が町は36%と聞いております。この人たちのお手当が少ないと。高齢化の人においては、消費税が来年から8%に上がります、たぶん。介護保険は県下で4番目くらい、年金は下がる、病院代は70歳以上の人は1割

が2割になると、大変負担が多くなります。こういうことで、私は補正予算でも構いませんので、ひとつ大胆な手をうっていただきたい。国は所得制限で所得の少ない人には1万円ずつ出すというような腹を決めて、新聞に載ってるようでございます。ばらまきでもなんでもない、こういう人たちにやっぱり、町長は大変基金を貯めておられますが、皆さん学校関係でとても心配しておりますが、42億も合併して貯めておりますので、1億ぐらいは高齢者の人に出すような気持ちで、補正予算でも出す。もしいかんならば、来年度予算には当然組んでいただきたい、そのように思います。私が申し上げたいのは、以上でございます。そういうことで我が町においては、高齢者の方が大変、本当に立派な暮らしができますように、そういう面でもばらまきというのを心配しなくて、ひとつ手を打っていただきたい、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 元気村のことについてお尋ねでございますが、今、そうですね、昨年の暮れから今日まで新しい温泉、源泉を確保いたしました。44.8度と聞いておりますけれども、非常に高温の良質の温泉が出たということで、その予算として、配管からボーリングした上の屋根、それから以前の第2号源泉の取り壊し等々につきましても、六千数百万の基金を投入をいただいたわけでございます。その中でも配管はすでにいち早く終わっております。

ボーリングのほうは、ちょっと私わかりませんが、係のほうで後で連絡をするかと、報告をするかと思っておりますけれども、その中で入札残が若干ありましたので、皆様から御心配をいただいておりますシャワーの件。あれは、その範囲内でできるということでございますので、そのへんを含めたところの工事を今お願いしているのじゃないかなと思っております。

それから家族浴が非常に以前から浅いということで、非常に体の大きな人は若干入りづらいというような御意見もあっておりましたけれども、やはり今日までの元気村の経営の中ではやはりさらなる資金の投入も、お願いするにもされないという状況でございましたので、あえて申し上げませんでしたけれども、今回指定管理受けていただくところには、おそらく資金は十分あるかと思っておりますので、そのへんを、条例改正しなければならぬかもしれませんけれども、そういう資金力の投入をお願いができるならばというような考えは持っております。なにをおいても、やはり大浴場の、入ったら外部も見えない、やはり温泉というのは、やはり入って物の動く物が見えないと心の癒しができないかなという思いはありますので、しかしあの施設ではそういうことはできません。新たな資金力の中で、今の駐車場あたりにそういう大浴場あたりを建設していただければと、私の個人的な思いではありますけれども、そうすることによって、やはり多くの方々の入館者がまだ出てくるのじゃないかなというような思いは期待をしております。なにぶんにおいても、新しい会社に期待をいたしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それで、後の質問に関してお答えをいたします。まず、少子高齢化対策をお述べになりました。高齢化率36%をもう超えた状態でございます。少子化対策については、

先ほど議員さんが述べられましたように、出生、それから医療、そうしたことに關しては他に負けない状況で支援をいたしておるわけでございます。

この後、学校統廃合において、やはり制服に統一するというような方向であるようですので、やはり最初はすべて支給してそして、その後においては1年生にお祝いとしてというようなことの考えの中で、できうる限り子育てに關する負担軽減を図る。それから給食に關しては、やはり義務教育であるがゆえには、それもやはり今後検討する大きな課題だと思っております。それとできるだけソフト事業の過疎債、そうしたものを活用すると非常に有利に財政管理ができると思っておりますのでございます。

それから、住宅施策。今、一地域においては大変次々と民間が立ち上げ、そして数々満杯になっておるといふような、今議員さんの仰せでございます。町としては今、菊水の里ですか、消防署の道越しになりますけれども、その地域を今住宅施策として、造成事業として取り組むことといたしておるところでございます。それから三加和地域においては、もうさっそく学校跡地が出てまいりますので、そうしたことの一部住宅施策ということも今後検討しなければいけないのかなというふうな思いでございます。

それから高齢者の方々に關しては、今後消費税8%、そうした形が固まりつつございますので、国もそれなりの所得を見て支援するような状況でございます。おっしゃるとおりでございます。そうした事業に合わせた中で、単独、町でどう支援することができるのか、生活支援、そういうふうな考えで今後研究して検討したいと思ひます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 一応、立派な答弁をいただきましたが、やっぱり、私は今厚生委員会に席をしております。厚生関係であとで報告いたしますが、大変職員の皆さん方も、本当その分野分野で頑張っておられます。

福祉の町としてあとひと押し高齢者関係にやっぱり町長の英断を求めたいと、そういう思いでございます。特に子ども関係においてはもう、県下で高校まで医療費が無料化ということは、これはもう大英断でございますので、先ほど言いましたように、特にやっぱり高齢者の方には、やっぱりこの際、福祉、消費税も上がる、介護保険も高い、介護保険がまた上がります。たぶん、上がらなければやっていけないという状況を説明があつとります。それが年金は下がっていきます。そういうことを勘案されて、決してばらまきという認識じゃなくて、本当に町長が高齢者の人に対処しているという姿勢を見せていただきたい。4年ぐらい前に長寿祝い金ということで、私は「1万円ぐらい町長あげたらどうですか」と言いました。半分になりました。それで、今回は2万円ぐらいひとつやればどうかと言って1万円ぐらいになるかもしれませんので、是非それぐらいやられても財政は大丈夫です。私は思ひます。そういうことでひとつ補正予算でも組んでください。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。御提案として受け止めたいと思います。

それから、介護保険、そうしたことにに関して上がる、非常に和水平高いほうでございます。これはやはり、和水平は特別養護老人ホームを中心として、本当に数多いそういう福祉施設がございます。よって、町内の方が数多く、そういう施設で快適な生活をなさっておるわけで、他の地域においては、やはりそういう施設に入ることに関する抵抗があるわけでございますが、和水平においては、やはりそういうことに関しては、やっぱりお年寄り、そういう対象者が行きたがらんとをやるわけじゃございません。

やはり、そういう快適な生活を求められる、そういう場所が身近にある、そういう環境にあるがゆえに、本当に施設で介護認定者の中で、そういう施設生活をなさっておる、実は他の市町村からしたら大変多いわけでございますので、そうしたことに関しては、和水平のそういう方々に対しては非常にありがたい、喜ばしい状況じゃないかなと思います。ですから、多少ちょっと高い、そのことに関してはお互いの支え合いというような思いの中で、できるだけまた一般財源からでも繰入れできる余裕があれば、そうしたことに関して値上げせずに繰入れ、そうしたこともしていかないかん、そのような思いでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） はい、8番高巢です。16ページ。7目の担い手育成総合支援事業、事業費補助金が977万円とあつとりますが、この補助率、さらにはこの事業の申込み件数、そのへん、また導入の協議はどういうやつだったかということにつきましてお伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。まず補助率ですけれども、経営体育成の支援事業につきましては、取得価格の10分の3までの補助でございます。それから採択件数ですけれども、11件の採択でございます。

それと、この経営体育成支援事業ですけれども、これにつきましては、適正な人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資代について補助を交付するということになつとります。交付することになり、主体的な経営展開を支援するという事業でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） はい。対象は11名ということでございますが、当初の申込み件数は何件あったのかと。11名だけだったのか、それ以上あったのか、そのへんについてお伺いしたところ です。

それから町のこれに対する補助金、どれぐらい支出なされているのか。そのへんについても再度お伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい。ただいまの御質問の申請件数ですけれども、これにつきましては今こちらのほうにちょっと資料ございませんので、後のほうでお知らせしたいと思います。

（「金額は。補助金額」と呼ぶ者あり）

それから、町の補助金はこの事業につきましては出しておりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） はい。私の知り得たところでは、申込みはしたけれども採択にいたらなかったというような担い手の方もおられるんじゃないかというふうに記憶しております。とするならば、やはりやる気のある担い手の方々、思いは一つ、一緒だと思います。採用された方も、されない方も。ですから、やはり今高齢化が進む中で、いかに農業の近代化を図ってくか、特にTPPの問題もございます。

このへんについては、行政はしっかりとそのへんを見据えた対応策、このへんが大事じゃないかというふうに考えます。そういったことを考えますならば、やっぱりもれた方々については町が単独でも事業を設定して対応してやると、そういったことも今は必要じゃないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） この事業につきましては、一応補助に対応するためにはポイント制と言いまして、事業の内容項目について一つ一つのポイントがありまして、そのポイントについて補助になるような事業でございます。

今、おっしゃいました、その補助に該当しない分についての単独事業ですけれども、これにつきましては、今町のほうの単独補助事業がございますので、それに該当する場合にはそちらのほうでしていただくような形を今現在っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 私の勘違いかもしれませんが、最初これを見て気づいたのは、18ページ、事務局費で、給料で特別職給料、教育長のことだと思うんですが、15万4,000円の三角（△）なんですよね。15万4,000円ちゅうのは、この前否決された1カ月分の給料かなというふうに私は認識したんですが、どうなんですか。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、お答えをします。この15万4,000円の減額については、7月から給料の減額をしてます職員、特別職に対する給料減額してます分の減額でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。7月からちゅうのは、もう少し詳しく言ってください。それと、一般職給料で上がとととですけど、これは一人職員を増やしとるからかと思うんですが、その教育委員会、学校教育課で職員を増やした意味ですね、何回も質問はできませんので、詳しく答弁をよろしくお願いします。

さっきの総務課長が言うたと、ちょっといまいわからんですね。何で7、8、9のが今ごろ出るのとか。だけん、例えば、今教育長はいないから、これは9月11日発だから、本当は1カ月分以内と考えても可能なんですよ。何でこの15万、たまたま15万4,000円だったのか、偶然15万4,000円だったのか。金額は少ないけど、明確に答弁ください。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい、じゃあ、お答えします。職員及び特別職については7月の給料から、来年の3月まで5%の減額を行っております。国の施策によりですね。その分の減額でございますので、教育長がいらっしゃらないどうのこうのじゃなくて、それ分の減額の補正となります。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 一般職が1名増員になってるという理由はということでございます。機構改革といいますか、学校統合事業を企画課に24年度に移しております。その事務事業も施設部会のほうもお願いしたいということで、事業を移しておりました。

今度、建設課2事業、そすと、施設部会の進め方とか、交通安全部会の充実とバスの導入あたりもございましたので、どうしても事務員が足りないということでお願いいたしまして、増員をお願いしたところでございます。実働的にバスの運行、施設部会の協議の内容、それあたりの充実、それととにかく学校統合事業のソフト面というんでしょうか、そういった事務の手戻りといいますか、そういうのがないようということで、大変厳しい折ではございましたけれども、増員をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 先ほどの総務課長の答弁は、やっぱりそれが今ごろ出るということですよ。なら、教育長が辞めた、今いらっしゃらないというところでの補正ちゅうのは全く上がってないちゅうことで認識してよろしいんですね。

先ほどの学校教育課長の答弁なんですが、同じ教育委員会で2年前、1年前か。社会体育のほうは1名、新年度予算を通った後に、急に削減。今度は急に新年度予算を通った後に、教育委員会が増えとる。病院は2名削減。2名削減ですね、病院は。私はどうもこの人事異動ですね、なんか新年度予算通った後に異動するちゅうのはおかしいと思うんですよ。新年度予算で人事給与が入ってますよね。あとで勝手に変わるのがこの2年ぐらい続いとととですよ。

今度はましてや、同じ教育委員会で社会教育課は1名減、学校教育課は1名増。そして病院は全適うんぬんで大変な時に、いきなり7月1日で2名減、ですよ。どうもこの人事というのに、どういう決定でされてるのか疑問なんです、たまたまこの事務局費がありましたのでお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君） 3回目ですので、的確に答弁をお願いいたします。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい。新年度予算、当初予算を組みます時は2月から3月ごろに新年度予算を組み、編成していきます。

その後、4月1日で人事異動等がございますので、新年度予算に対して職員等は4月1日の異動の分がかかってきますので、そこで新年度予算と異動後の予算が、人件費の予算が変わってまいります。それで当分、すぐ6月そのへんの異動の分の給料の増減額の補正をすればいいんですけど、その後もとりあえず、6月、9月ぐらいまで予算が足りるちゅうことで、9月、今回9月の補正のほうで大体毎年やってる状況でございます。

新年度予算と、その後4月1日の時点での職員の異動がございますので、新年度予算からまた変わる可能性がございます。それから、病院の2名の減というのは、7月末で職員が1名退職しておりますので、その補充と学校教育課のほうに1名増という形にどうしてもする必要がございますので、病院のほうから2名の異動をしておる状況です。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） ちょっともう1点だけお伺いします。15ページの母子保健衛生費の中での、60万ですね。これはどういう内容なのか。

それと、あばかん家が社会福祉協議会のほうへ移行しましたけれども、今の現状の活動内容と、あそこに行ってどういう効果が生まれたのか。それと温泉施設を利用した福祉活動というのが、今どのような形で進められておるのか。それと改築に対しての当初の設計と、その使い勝手、そういった部分でなんか不具合等はないか、そのへんを踏まえて、町長のほうにどういった効果といますか、あるのか、お耳に入らなければ結構でございますけれども、お答えください。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今、豊後議員さんの15ページの養育医療費の60万ですか、が何だということの御質問だと思っております。何だと言って失礼しました。どういうことかということだと思います。養育医療というのは、未熟児の方がお生まれになった時にその、なんて言いますか、病院のほうにそのまま入られることがあります、その方たちの分を今年の3月の議会のほうでお願いしたと思っておりますが、条例等の分を県のほうから町のほうに、今回流れてきた部分を掲げておる部分です。その未熟児さんの部分を、当初予算の部分では13万円上げておった、失礼しました、57万7,000円当初予算ではお願いしておりましたけれども、実際ふたを開けてみますと非常に多いということで、今回この金額を補正させていただいております。以上でござい

ます。

（「あばかん家、状況」と呼ぶ者あり）

失礼しました。あばかん家の状況についてですね。一応現在、設計監理委託のほうの入札をお願いしてるところでございます。この9月30日に入札があるというふうに聞いておりますので、そちらが決まってから、いろいろとその中身については社会福祉協議会とうちのほうと設計業者と一緒に、中身等をお願いしてる金額をできるだけ少なく使うようにということで、それでいて使い勝手がいいという形の中での話し合いをしていって、早めにやりたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 私も最近あちらのほうを通りませんので、なかなか入っていく機会がございませんが、やっぱりこれはスピーディにやらないかんということと、いうふうに私は感じます。やっぱりあれだけの事業計画を立てて、それなりの予算獲得をしたわけですから、やっぱり早めに早めにいって、社会福祉協議会そのものの機能をあそこでやっていただくというのが一番いいかというふうに思います。

それと、看板等があばかん家というイメージが非常に強うございますので、看板等の設置、これは是非あその入口に掲げていただきたいなというふうに私は思います。それから、先ほど母子健康衛生費の中での未熟児対策ということでございますが、やっぱりこれだけ資金的に要るわけですが、やはり妊婦さんの健康管理、それからそういった指導面をやっていかないと、やっぱり子どもさんが未熟児、その要因というのはやっぱりいろいろあると思いますけれども、やっぱりそういった健康指導、そのへんも今どういうふうに妊婦さんあたりにされているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 妊婦健診というのを14回今受けていただいております。その部分の中で、できるだけ未熟児等とかがないようにということで検査はしていただいておりますけれども、すべての方がそのとおりということでもありませんので、できるだけ母子保健推進委員さんたち等の御協力をいただきながら、そういう健診を受けていただいて、そういう未熟児等の方たちが少しでも減るというようなことの努力はしていただいているところでございます。看板ですね。社会福祉協議会の看板ということですよ。それは是非したいと思っております。

○議長（多賀勝丸君） 違う質問ですか。関連はもう3、2回。3回だろ。2回。失礼しました。もう1回いいです。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） やっぱり子どもさんは和水の宝ですので、是非そういったところではしっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますので、もう答弁はいりません。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほど質疑ありましたが、財政調整基金の問題ですね。これは財政調整基金から7億5,600万円を繰入れて、その後また同じこの議案書の中で、また繰入れると。出して、繰入れると、そういうことを今回提案がっているわけですが、先ほどの答弁の中でこの提案そのものが学校建設、菊水地区の学校建設で業者に対して前払いと、40%前後の工事費の前払いということですが、そうしますと今回補助金はどれだけくるというふうに見込んでおられるのかお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 失礼しました。御質問にお答えします。

一応、国庫補助のほうを5億1,400万、5億1,436万5,000円見込んでおります。それに対して起債のほうを13億6,100万。これは当初予算のほうで算定しておりますので、当初予算書のほうで今ちょっと、国庫補助金、起債のほうを申し上げときます。

それから、その他基金等の繰入れを6,300万円予定しております、一般財源が5,556万1,000円という形で、工事費を18億9,204万1,000円ということで当初予算のほうに計上をしております。それに対する、工事契約に伴いまして、その業者さん等に前渡金、前払金が発生するということ想定しまして、一部もう工事も進んでおりますので、そのへん支払ってる分がございまして、今後このまま進んでいくのに対して40%、工事費の40%を前払金と支払うことになってますので、とりあえずの資金としまして、財政調整基金から7億5,600万円を取り崩しを行いまして、支払いを行って、年度末で起債とか国庫補助金が納入になった時点でまたそれを、同じ金額を繰入れるという形で計画して、歳入のほうで基金からの繰入れを行いまして、歳出のほうでまた積立金を計上しているということになります。同じ補正の中にありますので、同じ時期に繰入れて、繰出すという形に見えますけど、最終的に積立てるのは年度末、国庫補助金とか起債が町のほうに納入された時点でまた積立てるということで予定しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この菊水地域の中学校建設については、この間から一般質問でもあつてますように住民の方の賛同を得られてないという状況ですけれども、そういった中で、今回こういう形で補正として出されております。

4割の工事費を前渡しをするということですが、また国からの補助金、国庫補助金がきたらそれを財政調整基金にまた繰入れるということですが、質問したいのは、国からの補助金が確実にくるのかと。この国からくるのが、おそらく先ほど言われました工事費の18億9,000万の何%ということで、パーセントで決められた額だと思いますが、今の東日本大震災が起きて、この復興のために工事が行われておりますが、そういうこともあつて資材費の値上がりが今言われております。この値上げを見込んだ補助額になっているのかということなんですね。これはどうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） はい。笹渕議員の御質問でございますけれども、この金額というのはいまもうすでに内定をいただいている額でございますので、その額は間違いなくくるところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 資材の高騰分というのが、見込んであるかというのはちょっとわかりませんが、とにかくこの補助金、定額分とかさ上げ分でございます。かさ上げ分ちゅうのはやっぱり、なんですかね、町長の努力ということで、かさ上げ分をいただいておりますので、おそらくそのかさ上げ分が資材高騰分が入っているのかなあというふうに考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） かさ上げ、うんぬんがありました、私が言いたいのはですね、先ほど言いましたように東日本大震災で資材費が、資材が足りないということもあって、高騰してますよね。この分がこれまで国のほうに申請して補助金として確定した額と、その差が出るわけですよ、おそらく。だからその分はじゃあどうするかというと、国が面倒みるかということ、私はおそらくみないと思うんですよ。復興税ということで、いろいろほかの形で国民みんな支払ってますよね。そういうこともあって、国の財政は大変厳しいという中で、その差額が果たしてくるかということ、私はこないんじゃないかなというふうに思います。

そういう面で、きちっとそこも含めて計算されているかということ、おそらく、どこで計算されるのかわかりませんが、総務課か教育委員会かなんかわかりませんが、そのへんは計算されていないんじゃないかなと。答弁できたら、何パーセントアップしてるかとか、聞きたいんですが。建設課がありますかね。ちょっと私は3回目なんです。私はこの財調から取り崩して、そしてまた入ると。これがそのものが、町民の方から批判の多い菊水小・中学校建設、これに前払いに充てるという予算であれば、これはもう賛成できないと。やっぱり町民の声に基づく町政が、町民が主人公の町政と、これはやっぱり私は大事だというふうに思いますし、そういう面ではこの補正予算については反対ということを表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） はい、お答えいたします。私、実際補助金の申請をしておりませんが、資材の単価と労務単価が今年の4月から約、労務単価で11%弱上がっております。

補助金の申請が24年度にしてあるのか、25年度にしてあるのかで若干は違うと思いますが、25年度に申請をして、内示を得てあれば入ってるのかなと思います。それから24年度にしてあるならば、金額は25年度から上がっておりますので、その資材の単価は入っていないと思われます。

以上でございます。

（「申請はいつ」と呼ぶ者あり）

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） はい。県のほうの補助金の内訳はよくちょっとわかりませんけども、事業の申請といいますのは、現在積算をしている段階のところで、なんて言うんでしょうか、25年度でできる分、その事業費を県に申請して、それに対しての、県に、最初国に出しますけどもそれに対しての国庫補助でございまして、その高騰費が入ってるどうのこうのと言いますけど、事業費に対してくるわけでございますので、事業費が高くなってる分、そのなんですかね、今後高くなるかというのはちょっとそれは未定でございます。

ただ、現在いただいている割当てがと言いますか、内定いただいている額、金額ちゅうのは国からも内示がいただいておりますので、それは間違いなくくると。その高騰分がどうかというのはちょっとわかりませんけども、それもなんちゅうんでしょうかね、申請は結局25年度で、24年度と25年度ということでやっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） はい。12番議員さんにお答えいたしますけど、あくまでも補助金というのは、事業費の補助率なんですよ。内定金額がもし入ってなくても、補助率で事業費を最終的に積算します。その補助率になりますので、実際本当に請求する時には資材単価も入ってくるようになります。仮に今入ってなくてもですね。最終的に事業が終わってからの請求となりますので。だけんその時は入ってきます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） ちょっと私、先ほどからちょっと御説明の不足分があるかと思しますので、先ほど言いました当初予算に対する18億9,200万の予算の額ですけど、これには三加和区域分と菊水区域分両方で合計の18億9,200万という数字を当初予算計上してます。

三加和区域分が6億4,600万で、菊水区域分を12億4,600万という形の総額の18億9,200万という形で当初予算のほうに計上しておりますので、内訳のほうをちょっと説明申し上げてなかったかと思しますので、御説明申し上げました。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、4番古閑です。1点お尋ねをいたします。先ほどから御質問があつてますけれども、7款の商工費、19節の負担金補助金及び交付金、肥後元気村精算補助金に対する793万1,000円についてでございます。まずはじめに、副町長にお尋ねをいたします。この清算につきまして、この清算いわゆる、結局施設を閉館すると決められたのは社長である副町長ですよね。

(「・・・」と呼ぶ者あり)

だから、決められて時点でももちろん結局、資産あって、負債、それを計算して、もう清算ができると思われたからやられたと思うんですがどうですか。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） はい。いつの時点か申し上げたと思いますがけれども、当時1,400万ほどまだ資本金があるというような説明の中で、今だったらその累積の、今年度の累積の金額、プラスアルファその清算金等々がまかなえるかなという思いで、安易な思いで、計算もしなくて、ただもともとその1,400万があるものと思ってそういう判断をしたところです。これももう役員会に諮りながら状況を判断をされてこういう結果に至ったということでございます。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい。今副町長から答弁がございましたけれども、やはりこれは、それをされたときから、それ以前からも一緒なんですけども、やはりこれは法的に責任はないと言っても、やはり先ほどから言われてますように、御自身も。これは道義的にはやっぱり責任はありますよ。それはとってください。

それから、私もこれを精算するというようなことは、もう以前からずっと提案をしてまいりました。早く精算をしてください。もうそうでないと、新たな出発はできないと言っておりましたので、この精算の自体の提案はものすごく私は喜んでおります。精算自体はですね。ただ私たちは議員でございますので、その中でやはり清算内訳についても、確認をとってやっていかなければならない。それはもちろん今回も、先ほど全協でも私申し上げましたけども、本当に職員の人たちはこの短い期間の中で、その精算の内訳についてもそれぞれ確認をとって、今日午前9時から全協では全部説明をいただきました。本来ならば、副町長あなたが、やはり社長でございしますので、清算者でございします。それをされるのは本当は社長である副町長なんです。その点は、もう全協で申し上げました、それを肝に銘じて私はやってくれると思ったんですけど、そのところは残念でございします。ただ、先ほど申しましたように、チェックをしなくちゃいけません。その点で1点だけ確認をしておきます。

前回は減資・増資の際に3,000万ほどの資本金が出たわけですね。はい。そのお金を使って、使ってという言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、個人からの融資、融資といいますか借入れがございました、以前。それを、その発生した時点で、そのお金を使って返済をされますね。その時に私はもう本当に何回も申し上げました。こういうことをです、町の公金ですよ。町が個人からお金を借りること自体が間違っていると。そういうことを申し上げましたし、もう賃借契約もしない、そういうこともまた間違いだと言ったりしましたけども、今回もまた、その時もそのお金を使って返済回収をしてらっしゃるはずですよ、副町長、あなた自身も。だから私はそういうことはもう二度とないと思ってたんですよ。ところが、今回もまた金額は少ないですよ。3万5,000円という金額は少ないです。ですけど、こういうことは通らないんですよ。だ

から、私はずっと申し上げてきました。そのことが1点、どう考えておられるのか。

それから、先ほど申しましたように御自身も申し上げておられるように、やはり職員がもう大変だった、もう本当にありがたいと思っている、もう自分は会社に行けないからと言われましたですね。でも3カ月しか、ここ3カ月把握してるけど、把握してないと言われましたけども、以前も取締役はされておられるわけですよ。はい、以前は。だからそういうことをおっしゃること自体おかしいんですよ。また、資産力も相違があったというようですよ、勘違いどころじゃないですよ、社長としては。そういった意味も含めて、道義的な責任について、もうはっきりするなラすると、したいと思っているがとかですよ、そういう言葉はもう何回も聞きました私は。そういうことはもうちゃんとする、ということもおっしゃっていただきたい。それから、ああもういいか。

それから先ほど申しました、この個人からのお金ですね、これは今回の提案が通った後、ちゃんと寄附金として会社で上げて処理をしてください。もうないわけでしょう。賃借契約もなにも、だったらできないわけですから。はい、答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） はい。大変迷惑をかけておりますが、3万1,000円、3万1,500円か、個人からどうしても支払いができないということで、その日に支払いせんと会社のほうが即停止をするというふうな状況で、もう何もかんも動かないというような状況になるという話でしたので、それは仕方がないだろうということで、私もGOサインを出しました。そのへんに対しましても、責任はあります。もちろん、書類、文面をもって借用書なりなんなりをつくってけばよかったんですけど、そういうことを怠ってしまったというようなことも、一つのお詫びをしたい責任の一つになるかなと思います。

それから、今日までの状況の中で、そういう役員としての一般的なことは責任はとれないけれども、やはり道義的な責任はあるのではないかというふうなことを言われます。確かに、私もとりますと、とらさせていただきますと、また後でというようなことを、2回か3回ほど申し上げてまいりました。そのへんは議員さん、すべての人が納得のできるような状況ではないかもしれませんが、これはとります。以上で終わります。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 1点だけちょっと残ってると思うんですけど。はい。3万5,000円に対する対応。もう私も3回しかできませんので。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 3万5,000円、そうですね、私がGOサインを出したばかりに、今後もう金はないわけですので、もし議員の皆さん方からおしかりを得なければ、私が支払いをいたします。道理が通ればですね。一応、この分は会社に町からいただいて、個人のほうには寄附と

していただきたいと。会社、今度は町から3万5,000円を含んだ金額が、約800万近く、そのへんをそういう不正な借入によって発生している3万5,000円に対しては、一応お認めをいただければ、そのものにかえりますけれども、その者から町に寄附と、会社に寄附ということになるかと思えますけれども。それが通るならば、そういうような形をとりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） あのですね、副町長、よかですか。いや、おかしいよ・・・。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） すみません。笑いごとではありませんけれども、私も真剣に答えます。それは寄附金として処理をさせます。その後はこちらにお任せをいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） いや、本当にもう笑いごとじゃないですよ。先ほども前向きな意見と、提案をさせていただくというようなこともございました。私もこのことに関しても、本当に前向きに提案をしながらきたつもりです。これからも本当に前向きな提案を私ができるような、早くできるように私は質問してるんですよ。その点は御理解をいただきたいと思います。はい。

それで、先ほど議員の方から、ワンセクにするのか三セクにするのかというような質問がありました。その時に町長は「ワンセクです」と答えられましたけど、先程来出ておりましたけど、今後ですよ、結局指定管理が決まるといった時点で、まだまだ施設の中ですかいい、そういった中で、やはりまずは私は浴場と考えてるんですよ。やっぱ、年配の方が入れるような施設がないわけですからですね。そういった施設の改修もやっていかなくちゃいけない。これはいろんな老朽化もあります。いろんなことが出てきますんで、施設に関しては町なんですけどですね。ただやはりいろんな会社からの、民間からの要望なり要求が出た場合にですよ、やっぱりワンセク、町100%という場合はですよ、なかなかやっぱり私は対応的にも付け入れられると言ったらおかしいですけども、やっぱそういう点も出てくるんじゃないかと思うわけですよ。だからこの点については今後ワンセクにするのか三セクにするのか、やっぱ真剣に検討をしていったほうがいいんじゃないかと思います。その点について、もう最後ですので、その点についてお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい。交流センター浴槽については露天風呂含めて、先ほど別な議員さんからも大々的なこれから先は改修をしないと、泉質はいいけどもお客さんは来ないよというような御指導もあっております。

そうしたことにしましては、町の施設でありますので基本的には町でやはりワンセクで今回10月に御紹介、お願いすることになりますけども、やはり何らかの形で、有利な形の中でそういう改

装・改築ができる工夫もしていかないかんと思います。やはり町のだから町でしていくよりも、ちょっと別な工夫をしながら、すれば大々的に低価でできる方法もあろうかと思います。そうしたことを今後一緒に、今後ここにこられる企業さんと一緒に町も、なんていうか、経営意識を持って関わっていきたいと、そういう思いでございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後は13時10分より会議を開きます。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります前に、町長より先ほどの元気村のことで答弁に訂正をしたいとの申出がありましたので答弁を許します。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お許しをいただきましたので、元気村のことで杉本議員さん、それから古閑議員さんに、第一次セクター、ワンセクターと申し上げましたけれども、指定管理をお願いする会社というふうに訂正をさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 先ほど、小山議員のほうからお尋ねありました地域づくり団体連絡会の今後の計画はと、活動計画はというお尋ねがありまして、答弁もれでございましたのでお答えをさせていただきたいと思います。

11月の21日に地域づくり講演会と銘打ち、また、3月に地域づくり活動報告会と銘打って、今後、今年度では2回開催する計画を今いたしているところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 先ほど、小山議員の質問で答弁もれがございましたので答えさせていただきます。

久井原分館の活動事業費についてということですが、決算は届いておりませんので、申請時の予算で申し上げます。総額で13万3,000円、主に講師等の謝礼金、それから消耗品等が主なものでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 先ほど、高巢議員の質問につきまして答弁もれがございましたのでお答えさせていただきます。

経営体育成支援事業の全申請件数ということだったんですけれども、全部で13件でございます。以上です。

日程第2 議案第60号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、議案第60号「平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第61号 平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、議案第61号「平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、議案第62号「平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、議案第63号「平成25年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第64号「平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第7、議案第65号「平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第8 常任委員長決算審査報告について

○議長(多賀勝丸君) 日程第8、常任委員長決算審査報告についてを議題とします。

常任委員会において慎重に審査がなされておりますので、常任委員長に報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長(古閑修一君) 皆さん、改めましてこんにちは。総務文教常任委員長の古閑でございます。ただいまから、平成24年度決算につきまして審査の報告をいたします。

当委員会では、9月17日午前9時から、総務課と企画課所管の特別会計、住宅用地造成事業会計を、それから税務住民課と国保会計、後期高齢者医療会計、そして会計室、議会費について審査を行っております。

平成24年度の一般会計歳入決算額は75億9,913万345円で、歳出総額は68億9,395万3,708円です。

なお、逡次繰越、繰越明許費、繰越額が1,039万3,000円となっており、実質収支額は6億9,478万3,637円となっています。

歳入の主なものは、地方交付税の33億9,618万1,000円で、構成比46%、自主財源の根幹であります町税は8億2,694万3,000円、構成比10.9%となっておりまして、依然として低い水準となっております。

なお、地方交付税については、合併算定外で5億4,168万3,000円増加しておりますが、これは平成27年度までの期間でございまして、平成28年度から段階的に減額となることから、今後も引き続き厳しいものと予測されます。

一般会計における積立基金につきましては、財政調整基金4億円、合併地域振興基金2億円、それから災害対策基金4,000万円の積立がなされ、年度末現在高で64億475万円となっております。

それでは、総務課関係の歳出につきまして報告をいたします。要約して報告をしたいと思しますのでよろしくお願いをいたします。

まず一般管理費、決算総額で37億1,770万円、その内訳として主なものは、区長報酬の1,845万9,000円、年4回の区長会及び年1回の先進地研修が行われております。また、職員給与、総務25名、特別職2名分の人件費、総額で3億1,109万6,000円、例規整備費、総額で663万6,000円。次に、有明事務組合事務拠出金の966万8,000円などがございます。次に財政管理費としまして、決算額4億433万6,000円、これにつきましては、先ほど申し上げました財政調整基金の積立分がほとんどでございます。財産管理決算総額で2億1,349万5,000円、その内訳として、前原地区町有地周辺山林購入費といたしまして、それから立木費も含めまして、立木費補償ですね、補償も含めて1,135万6,000円。それから、これも先ほど申し上げましたけれども、合併振興基金の積立金2億21万1,342円です。そのほか、庁車の購入費、軽のバン1台、それから軽自動車1台分、合計で195万3,000円となっています。次に諸費ですが、主なものは支所庁舎の管理費427万5,624円、中林水源維持管理費77万4,640円、事務経費、合計で123万8,731円などとなっております。

次に、交通安全対策費です。決算額479万6,000円、主な事業としまして、カーブミラー6カ所、ガードレール6カ所69メートル、ガードパイプ1カ所48メートル、区画線5カ所192メートルの新設がなされております。防犯対策費につきましては、12行政区から申請があり、防犯灯の新設10カ所、移設修繕が36カ所に行われております。これについては、町単独3分の2補助となっております。

次に、選挙管理委員会費です。平成24年度は衆議院選挙が行われましたので、主にその執行経費でございまして、966万1,000円となっており、その中には投票用紙読み取り分類機の購入費283万5,000円も含まれております。なお、この執行につきましては、国からの委託料962万円での対応となっています。

次に消防費ですが、常備消防費として、決算額1億5,051万4,000円となっており、そのほとんどは一部事務組合負担金となっております。また、非消防費として決算額3,990万円となっており、そのほとんどは団員報酬でございまして、ちなみに平成24年度の団員数は561名、そのうち女性団員11名となっております。

次に消防施設費といたしまして、決算額4,575万6,000円、これにつきましては、町内7カ所において耐震性防火水槽の新設がなされております。また、消防積載車2台912万3,000円、可搬式ポンプ1台の整備160万7,000円がなされております。これにつきましては、2分の1の国庫補助となっております。

次に災害対策費ですが、最初のほうで申し上げました災害対策基金積立分の4,002万5,000円が主なものとなっております。

次に企画課です。主な事業として、ふれあいの森緊急雇用創出事業の745万5,000円、玉名森林組合への業務委託でございます。また、地上デジタル放送共聴施設整備としまして522万3,000円、これにつきましては、新たな難視地区に整備するものでございまして、久米野の井川谷共同受信組合に対してのものでございます。それから、「田舎暮らし計画策定事業」としまして152万5,000円、空家バンク登録につきましては、現在3件あっているとのことでございます。

それから、地方バス路線維持補助事業としまして、産交バスへの補助金3,055万円、また、住宅用太陽光発電設備補助金としまして5,940万円、交付件数は50件となっており、補助の限度額は1件当たり12万円となっております。また、地域おこし協力隊事業費として889万8,000円、平成24年度は新たに3名の方に活動していただいております。

それから、学校建設に伴う菊水区域造成工事地質調査、これにつきましては12カ所で行われておりまして、予算額735万円のうち525万円が執行をされております。

次に、税務住民課です。まず歳入で、町税については固定資産税と町民税が全体の約89%を占めており、町民税が中学生以下の年少控除廃止に伴いまして、対前年度比12.8%増の3億1,945万円、固定資産税につきましては、5%の減となっております。町たばこ税は、増税によりまして10.3%の増、軽自動車税は普通自動車から軽自動車への移行によりまして2.5%の増となっております。また、入湯税につきましては、入湯客の減少により4.1%の減となっております。

次に歳出の主なものについて報告をいたします。国保事業会計への繰出金8,216万3,000円、また、後期高齢者医療費としまして、県広域連合へ2億4,267万4,000円、環境衛生費として、決算額2,479万2,000円、その内訳として、家屋消毒事業、31行政区を実施しております。水質汚濁防止事業、年2回町内11カ所検査をしております。また、家庭用飲料水水質検査299件が行われておりまして、1件当たりの補助額は1,500円となっております。それから、献血推進事業につきましては、町内11カ所で676名の方が協力されておりまして、県内でもトップクラスだということでございます。

次に、斎場費です。決算額は1,041万1,000円です。両施設とも老朽化が進んでおりまして、和水町斎場を廃止することが決定され、今後、南関町と本町とで新設する方向で協議を重ねることとでございます。それから、一般ごみ収集業務委託料としまして、有明広域への負担金2億1,324万円です。

それから、次に住宅用地造成事業会計です。歳入につきましては、総額で684万2,405円、内訳として、久井原ニュータウン7件の宅地の貸付収入228万7,000円、グリーンビレッジ平野の水道使用料45万1,000円などがございます。

歳出については、決算額総額で給水施設の維持管理費139万9,000円、また、一般会計への繰入金308万4,000円となっております。

次に、国民健康保険事業会計でございます。歳入総額は17億5,481万4,058円、対前年度比12.18%増となっており、歳出総額は16億4,286万5,477円、対前年度比3.77%増の収支差引で1億1,194万8,581円の黒字となっておりますが、単年度収支は2,227万6,441円の赤字となっております。

次に後期高齢者事業会計でございます。歳入総額で1億5,643万6,844円、その内訳につきましては、保険料の7,823万2,300円、一般会計からの繰入金6,580万9,904円が主なものでございます。歳出決算額につきましては、総額で1億4,555万5,892円です。内訳につきましては、広域連合への負担金1億3,480万9,604円、また、総務管理費の840万4,352円となっております。ここまでで一応初日を終えております。

それから、次に9月18日午前9時より、社会教育課、学校教育課の審査を行っております。

まず社会教育課です。歳入の主なもので、体育施設使用料として453万1,850円、社会教育費県補助金667万9,000円です。歳出につきましては、主なもので報償費として放課後子ども教室に係る費用としまして153万4,800円、成人式での図書券、それから記念写真集3,000円の124冊分の37万2,000円、各種協議会への負担金32万7,360円。それから、町子供会・町婦人会など、町の各種団体への補助金としまして、合計で202万3,000円となっております。

次に公民館費として主なものは、図書購入費の130万2,000円、生活記録簿3,700冊分として150万円。また、施設管理委託料の157万3,010円。そのほか二つの公民館の管理人4名分の管理委託料としまして432万円がございます。それから、負担金補助及び交付金としまして、主なもので文化協会や分館活動への補助金226万5,200円となっております。

次に文化財保護費です。歳出の主なものは、委託料でございまして、決算額774万8,400円。その内訳としまして、田中城トイレ、腹切坂清掃、田中城公園管理委託料で、合計の507万1,100円、また、山城調査補助及び整理委託料としまして267万7,300円。それから、また工事請負費としまして、下岩官軍墓地修復工事1,155万円がありますが、これにつきましては、県から2分の1の補助でございまして。

次に保健体育費です。歳出の主なものは郡体協負担金など合計で196万8,800円。また、町体協金栗マラソン全国大会等への補助金、合計で463万円でございます。体育施設費としましては、主なもので体育館、すべてのグラウンド、ふれあい会館など社会体育施設の光熱費、合計で811万2,330円でございます。また、施設の管理委託料としまして、合計で1,100万6,572円となっております。

次に学校教育課です。歳入で主なものは、学校施設整備補助金として、三加和区域現年度分で9,455万8,000円。また、奨学金・貸付金・返還金としまして、現年度分で6名分の96万9,000円。過年度分で5名分の134万6,000円となっております。歳出につきましては、主なもので「光をそそぐ交付金」による学校図書購入費2,697万3,000円。これにつきましては、新しい小学校のために用意されたものでございまして、1万5,000冊を購入され、現在保管をしているとのことでご

ざいます。

また、学校統合事業費としまして、三加和区域設計監理委託料3,748万5,000円、菊水区域設計委託料3,700万円、それから三加和区域造成工事現場技術委託料の714万円、三加和区域地質調査委託料128万5,000円、そのほか菊水区域造成工事費 2億2,234万5,000円、三加和区域敷地造成工事費 1億6,978万円となっております。なお、この学校統合事業費につきましては、繰越明許で総額9,150万3,000円、また、逡次繰越で 1億1,161万2,000円となっております。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の平成24年度決算審査の報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生常任委員長に報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長（杉村幸敏君） 皆さん、こんにちは。厚生常任委員会の決算審査報告を行います。

厚生常任委員会は、一般会計における健康福祉課、総合支所福祉課の所管事務関係と特別会計の介護保険事業会計、国民健康保険和水町立病院事業会計、特別養護老人ホーム事業会計について、9月17日に各会計関係職員の同席のもと、慎重に審査を行いました。

まず、健康福祉課は、福祉係、子ども家庭係、障がい者福祉係、保健予防係、地域包括支援センター係と介護保険係の6係で、正職員17名と臨時職員2名と非常勤職員2名の21名体制で、総合支所福祉課においては地域福祉係、健康支援係、正職員5名、臨時職員2名、非常勤職員2名体制で、神尾保育園においては正保育士職員4名、非常勤保育士4名、臨時職員保育士5名と、正職調理員1名、非常勤調理師2名という体制において、赤ちゃんから高齢者まで幅広く地域福祉施策や健康増進事業を実施しておるところであります。

それでは、厚生常任委員会に付託されました所管事務の決算について報告します。

まず、社会福祉総務費は予算額 1億12万8,000円に対しまして、決算額9,956万9,000円で、前年度決算額 1億1,465万円と比較しますと約2,000万円の減となっております。前年度はねりんピック事業と災害時備品購入があったためです。

平成24年度の主なものを上げますと、民生児童委員協議会に委託料として235万8,000円、このうち県補助金が14万1,000円で、あとは一般財源となっております。社会福祉協議会運営補助といたしまして、事務職員の人件費6人分と電気代の一部として100万円、総額3,357万1,000円を助成しています。

次に、高齢者福祉費は予算額 3億905万2,000円に対しまして 3億757万1,000円の決算で、前年度決算額 3億467万5,000円と比較しますと3,000万円の増となっております。介護予防拠点整備事業、公民館改修16地区で菊水地域8地区、三加和地域8地区2,916万9,000円で、前年より1,200万円増加しているのが主な要因です。需用費は全額県の補助で行ってあります。

介護保険会計諸支出金 2億3,793万1,000円で、給付費総額の12.5%となっております。事務費として4,432万7,000円が主なものです。これらはすべて一般財源からです。

次に、障害者福祉費は予算額が 2億5,620万2,000円に対しまして決算額 2億3,833万2,000円で、

前年度決算額 2 億3,701万5,000円と比較しますと1,000万円の増となっております。障害者手帳の所持者身体が766名、療育123名、精神106名の方で、そのうち重度医療該当者が402名です。

事業の主なものは、重度医療助成事業費 3 億2,098万4,000円で、事業費の 2 分の 1 の1,688万9,000円が県補助です。平成25年度でその差額163万8,000円は返還することになっています。以上が主な事業費で、障害者に対し、経済的負担の軽減と充実した地域生活の実現に寄与しているようでございます。

次に、老人福祉センター施設費ですが、これは一応省略をしたいと思います。

次に、児童福祉総務費ですが、これも長くなりますので省略をします。

次に、児童措置費ですが、これは児童手当を支給することにより、子育て家庭の生活の安定化に寄与するもので、1 億4,628万2,000円の決算額のうち、1 億4,464万7,000円が手当として支給されております。そのうち国庫負担金 1 億138万5,000円です。対象児童は中学 3 年生までで、22 年度が1,146名、23年度が1,108人、24年度1,061人に支給をされております。

神尾保育園関係については、一応これは予算額が6,183万3,000円でございます。そういうことで大体順調に決算ができておりますので、これも省略をしたいと思います。

それから、大きな数字では町立病院関係への繰出金が 2 億2,629万3,000円でございます。

次に、健康増進医療費ですが、予算額3,292万6,000円に対しまして3,265万6,000円の決算額でございます。現年度決算額に比べますと3,329万1,000円と同額程度の決算になっております。内容は、住民健診を受けていただくことにより個人の健康状態を把握し、適切な指導を行っております。健康保険加入者のみならず、39歳以下の職場健診を受ける機会がない方も、一般財源により健診の機会を設け、154名の方が受診されております。

それから、一番問題となっております特定健診対象者は2,427名で、そのうちの受診者は1,464名で受診率は過去最高の60.1%と、この件につきましては県下一の受診ということで、大変頑張っておられる成果が出ております。

それから、介護保険事業会計について審査報告を行います。平成24年度は第 5 期介護保険事業の初年度の年で、事業会計の決算は歳入総額が15億9,287万8,000円、歳出総額が14億9,176万5,000円で、歳入歳出差引残高は 1 億111万3,000円でございます。国・県・支払基金への返還金が3,493万3,000円となっております。

歳入の主なものとしましては、国や支払基金等の負担金となっており、第 5 期から負担割が 2.1%に引き上げられております。第 1 号被保険者の保険料は 2 億4,262万4,000円となっております。歳出の主なものは、介護給付費14億927万3,000円となっており、全体の94.5%を占めております。平成24年度の介護給付費は、前年度と比較しまして98.4%、金額で2,329万1,000円の減となっております。主な給付費減少の理由は、特老等の施設介護サービス給付費が前年度比 95.3%、金額で3,225万3,000円の減となったためであります。平成24年度の65歳以上の被保険者は4,025人、被保険者一人当たりの介護給付費は35万円、要介護認定者850人、一人当たりの介護給付費は165万6,000円で、一人当たりの給付費額は前年と比較してそれぞれ減少をしております。

高齢者が要支援、要介護にならないための一次予防事業として「お茶の間筋トレ事業」が町内

45カ所の地区で実施されており、また、認知症の方を支援する認知症サポーター養成講座が10回、町内の小中学校等で開催してあります。要介護状態となるおそれの高い方を対象とした二次予防事業として「元気にのびのび教室」をあばかん家で計78回開催されています。総合相談事業として「心配事相談事業」を社協に委託し、平成24年度は10回開催されています。また、任意事業として「認知高齢者見守り事業」や介護認定を受けていない方を一時的に施設に預かる「ふれあいショートステイ事業」、高齢者世帯等ヘルパーを派遣し、家族等の支援を行う居宅高齢者日常生活支援事業が実施されています。

以上で介護保険事業については報告を終わりました、次は特別養護老人ホーム事業会計決算報告を行います。歳入決算書の主なものはサービス収入ですが、これは長期入所・短期入所・通所利用者の介護給付費及び利用者の自己負担金収入で、サービス収入の収入済額4億4,931万2,000円、歳入総額5億3,096万4,265円に対する割合は84.5%です。二次分担金及び負担金、これは町との業務委託業務の「生きがいデイ短期入所特別支援事業」「ふれあいショート事業」に対する町からの負担金で、収入額170万9,590円となっております。

歳出決算の主なものについて報告します。総務費ですが、これは長期・短期入所者の生活に係る賄い材料費の経費、施設運営の維持管理に係る経費及びこれに携わる職員の人件費で、支出総額4億1,696万3,800円です。支出総額に対する割合は91.5%です。平成24年度の単年度収支を見ますと、歳入歳出総額7,517万5,140円となります。前年度が7,721万1,930円でありますので、203万円の赤字となっております。

続いて歳入決算書事項別明細書を説明報告をいたします。サービス収入の施設介護サービス収入は、長期利用者の介護給付費としての国保連合会からの分で、収入済額3億3,153万8,592円となっており、歳入総額に占める割合は62.4%となります。次に、居宅介護サービス費収入の短期入所生活介護収入ですが、短期入所生活者の介護給付費は1,527万502円となっております。同じく居宅介護サービス費の収入の通所介護費収入ですが、デイサービス利用者の介護給付費で3,148万円です。サービス収入の介護給付費総額を昨年度と比較しますと686万7,361円の減収です。これは入所者退所の増加と合わせて次の利用者の入所までの期間が長引いたことが主な原因です。自己負担金ですが、施設介護自己負担金と居宅介護自己負担金額の総額で申しますと、収入済額7,025万4,561円となっており、昨年と比べますと60万1,922円の増となっております。

続いて2分担金及び負担金ですが、町との委託契約に基づく町からの負担金で、生きがい支援事業負担金166万円、前年度比較しますと20万4,000円の減、短期入所特別支援事業負担金4,590円、前年度比較で4万7,920円の減となっており、負担金全体で20万6,920円の減収となっております。

使用料及び手数料ですが、前に述べましたとおり、町との委託契約により、短期入所・デイサービスを利用された方からいただく使用料ですが、収入済額114万4,390円です。対前年度16万8,420円の減収となっております。この原因は利用者の減少が原因となっております。そのほか、財産収入として特老建設基金利子34万80円となっており、現在の特別養護老人ホームの積立金は合計6億1,931万4,000円が決算年度末現在高となっております。

次に、最後になります。和水平立病院事業会計決算状況の収入の部は、病院事業収益は8億7,332万8,000円となっており、その内訳は、医業収益が7億1,822万1,000円、医業外収益が1億737万6,000円、健康管理センター収益が1,799万4,000円、居宅介護支援事業収益が1,476万8,000円、訪問介護事業収益が1,497万1,000円となっております。以上が収益でございます。

支出の部においては、病院事業費用が10億6,112万2,000円、その内訳は、医業費用が8億1,575万7,000円、医業外費用が2億414万7,000円、健康管理センター費用が1,612万2,000円、居宅介護支援事業費が1,637万9,000円、訪問介護費用1,197万9,000円となっております。なお、本年の決算では、特別損失として過年度損益修正分を1億7,673万7,000円が計上されています。これは今までの分を修正したわけでございます。そういうことで1億7,000万という数字が本年度は出てきております。

平成25年度から地方公営企業法の全適に移行したことと、平成26年度から改正される地方公営企業改定基準の大幅な見直しにあって、院内の適正な運用に向け、資産及び負債の精査を行い、処分済みの償却資産等の適正化により1億7,670万が出てきたわけでございます。このことにより、平成24年度の純損失として1億8,779万4,000円のマイナスとなっております。なお、過年度損益修正損を除いた単年度の計上損益は1,105万6,000円の赤字となっております。単年度では1,100万の赤字ということで御理解をお願いしたいと思っております。

町立病院の運営に当たっては、現在、職員数は医師4名、正職員69名、臨時職員31名、合わせて100名の体制で行っております。患者数の現状として、入院患者数2万2,911名、外来患者2万6,200名、合計患者数4万9,111名で、前年より4.7%の減となっております。そういった状況の中、オーダー寝具システムを導入し、安全性の向上、患者サービスの向上に取り組んでいるということでございます。

自治体病院を取り巻く環境はどこも同様に厳しい状況には変わりはありませんが、平成25年度に地方公営企業法の全適に移行したことから、病院経営に求められる機動性や迅速性を発揮し、職員一人一人が意識改革を図り、一丸となって今後も地域住民の医療の拠点として充実、発展することを期待しながら厚生常任委員会に付託されました平成24年度決算審査報告に代えさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） これで厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 建設経済常任委員長の豊後でございます。大変眠たい時間でございますので、要点のみを報告をさせていただきます。

建設経済常任委員会は、9月18日、所管の経済課と建設課の一般会計及び簡易水道事業、下水道事業、特定地域生活排水処理事業の特別会計決算審査を行いました。

まず経済課ですが、農林水産業費3億2,325万3,000円、商工費1億4,921万9,000円となり、総事業費は4億7,247万2,000円となりました。部門別に見ますと、農業委員会費として2,803万円、主な事業としては、農地の権利移動、農地の転用、農地の利用状況調査等に関わる費用となって

おります。更に、農地制度実施円滑化事業や農業者年金業務委託等の事業に取り組んでおります。

次に、農業総務振興費として9,795万4,000円、主なものでは、新規事業として「熊本ふるさと食品ブラッシュアップ事業」に15万円の補助、内容につきましては、消費者に喜ばれ、高く評価が得られるような熊本ふるさと食品を生みだしていくことを目的としております。本年度、1団体が菜種・ひまわり油の販売に取り組まれています。新規就農者対策助成金として120万円、本年度は6名の就農者に交付をいたしております。農業体質強化基盤整備促進事業に300万円、これは大藤地区において暗渠排水事業を2ヘクタールを実施いたしております。

それから、中山間地域直接支払事業として6,187万4,000円、農地の維持及び農村環境の保全に努める事業であり、本年度の取り組み面積は田で394ヘクタール、畑で270ヘクタール、合計で664ヘクタールを。それから、53集落協定に6,075万9,000円の交付を行っております。土地改良事業費として6,597万8,000円、主なものでは、平成24年度菊水地区農道台帳整備委託費273万円、和水町土地改良区補助金620万円、団体圃場整備事業経費で1,701万4,000円、更に用木地区の山下井堰の整備補修工事として開閉装置の補修を行っております。

県営圃場整備事業経費3,527万円、和水町西部地区及び和水東部地区中山間地域総合整備事業負担金であります。農地流動化地域推進事業1,651万5,000円、実績といたしまして、貸手で212名、借手で156名でございます。面積は580.184平米となっております。

次に、農地・水・環境保全管理支払事業経費といたしまして442万1,000円、これは向上活動に14組織276万1,000円、それから共同活動に11組織138万3,000円を支払っております。更に、農業振興費として1,256万8,000円、林道維持工事で88万5,000円、これは蜻浦・日平の林道整備でございます。それから、森を育てる間伐材利用促進事業に113万4,000円、森林整備地域活動支援交付金事業に640万円、間伐促進事業補助金280万円、それぞれに補助金を出しております。

次に商工総務費ですが、観光費で1億4,922万、主な事業は商工会への750万円、現在の会員数で208名ということでございます。また、観光施設整備管理事業に989万9,000円、町観光協会補助事業といたしまして200万円、それに古墳祭の事業で1,031万6,000円、戦国国衆まつり事業に421万円、更にグリーンツーリズム推進事業に785万2,000円、肥後民家村管理運営事業に671万4,000円、それと菊水ロマン館の施設管理運営事業に900万円を支出しております。それから、三加和温泉施設等の管理運営事業に5,575万8,000円を支出をいたしております。

次に建設課ですが、土木総務費は国道・県道関係の負担金や土木補助に3,744万1,000円、行政区を見ますと58件で団体施工で23件でございます。この事業は地域の負担軽減につながり有効な事業であると思います。道路維持費として4,744万6,000円、うち工事請負費4,250万円、24年度で20カ所の整備事業がなされております。道路改良費では、総額1億9,446万6,000円の事業として、測量設計業務委託5路線、改良工事10路線1,101万5,000円、道路改良工事1億7,510万円、それから公有財産購入費といたしまして472万2,000円が支出をされております。補助事業として、用木・米渡尾線に1億3,083万8,000円が支出され、改良工事が行われております。住宅管理費として1,326万8,000円の支出でございます。6団地36棟98戸を管理いたしております。ただ、今後老朽化に伴う維持管理費がかさむと思われますが、住民の居住促進のためには必要な事業だと思います。

います。

次に、特別会計の簡易水道事業会計ですが、歳入総額5,676万2,000円、これは使用料及び手数料で1,922万1,000円、繰入金が1,981万8,000円となっております。次年度の繰越金といたしまして1,634万6,000円が繰り越されております。歳出総額3,732万円、差引1,944万2,000円であり、この事業については繰入金に依存状況であります。それから、給水戸数につきましては若干の増加を見ておりますが、更なる事業の促進を望みます。前年度の給水戸数で446戸、平成20年度末で452戸ということで6戸の増とはなっておりますが、なお一層の加入促進に努めていただきたいというふうに思います。

更に、下水道事業会計につきましては、歳入総額1億1,631万8,000円、繰入金7,221万3,000円となっております。歳出の総額が1億279万7,000円で、差し引きますと1,352万1,000円となっております。ただ、これらもやはり繰入金に依存しておりますので、今後も加入促進には努められるようお願いを申し上げます。この事業につきましては、衛生管理上重要な事業でありますので、加入促進になお一層の努力を望みます。現在、浄化槽の整備率は菊水地区で65.6%、三加和地区で83.5%で、全体では74.4%の整備率であります。今後も厳しい財政状況の中で水洗化への要望にこたえるために、地域要因及び経済性等を考慮し、公共下水道と合併浄化槽の促進に努めることが重要と考えます。

これらの特別会計事業については、多額の繰入金が使われておりますが、住民生活の基本となるものであり、健全な自助努力を願い、建設経済常任委員会の決算審査報告とさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） これで建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で常任委員長の決算審査報告を終わります。

しばらく休憩いたします。2時30分より会議を開きます。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 認定第1号 平成24年度和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、認定第1号「平成24年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今から決算が始まるわけですが、認定をされようがされまいが、一応執行部の皆さんとしては今日をもってこの使ったお金に対しては解除されるわけなんです、その中でまずもお伺いしたいのが、個人情報の部分ですからはっきり言わないところもあります。

滞納関係なんですけど、不納欠損と収入未済額を入れると8,000万を超えるわけですね。奨学金関係は言いません。特殊な事情があるみたいですから。先ほどの税金関係の今どのようになっているのかお伺いすると、意外だったのは保育料ですね。単なる1カ月遅れなのか、保育料も49万7,500円というのが上がっております。このへんの説明をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今、保育料の未納という部分でありましたので、24年度分の5月31日現在ですね、今年の5月31日現在になりますけれども、4世帯の41万2,000円ということになっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 杉本議員の質問にお答えします。

町税のほうですけれども、24年度分の滞納額、まず住民税、人数にいたしまして114名、金額で783万9,041円。それから固定資産税、人数にしますと194名、金額にしますと5,620万978円。それから、軽自動車税ですけれども、滞納者の人数75名、金額にしまして46万9,500円。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） その中身なんですけど、滞納に対するどのようなことをされるか、例えば健康福祉課だったら、これずっと前のを払ってないのか、たまたまそのときなかったのかとか、そこらへんがあるかと思うんですよ。

それと、税務住民課長のほうは、現年度は言われましたけど、結構過年度がありますよね。過年度分の催促、督促あたりの現状はどうなってるんでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今、4世帯が滞納ということで、未納者ということで申し上げましたけども、町外といいますか、今こちらにいらっしゃらない、もう相当昔の方の部分が3件あります。3世帯分ですね。あと1世帯が町内ということでなっております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 町税につきましては、現在行っております滞納処分の方法として、預金の差押え、それから給与の差押え、国税還付金の差押え、動産の差押えなどを行っております。これら全部強制執行するわけではございません。督促状から催告状、それから納税相談、預金調査等を経まして、納税の能力があるかどうかを判断いたしまして、納税できると判断される方に対しては預金差押え、それからそのような実行をしております。できる限り自主納付を勧めてまいりまして、そのようなことで納税する方もおられます。動産の差押えに関しましては、

その物件を換価する必要も出てきますので、まず預金等を優先に考えて実行しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） 過年度分については、過年度分。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 杉本議員の質問にお答えいたします。23年度分までの滞納額ですけれども、まず住民税、人数にしまして120人、金額にしまして1,566万8,160円。それから、固定資産税、人数にしまして127名、金額にしまして5,658万7,439円。それから、軽自動車税、65名、金額にしまして48万6,538円でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 税のほうはなかなか質問するほうも個人情報がありましてにくい部分がありますので、税の公平のためにも、徴収のほうをよろしくお願いいたします。

あとですね、次のほうに、別な質問です。本年度というか24年度、教育費が70.8%と大幅に伸びる予算編成でありました。その中でちょっと私も疑問な点というか、この前一般質問で2番議員の質問のことでちょっと疑問がありますのでお伺いします。

学校管理費で6,800万ほどあるんですが、その中で菊水中央小学校の件なんですが、昭和55年の建築ですね。それでこの前、どうも坂本課長、学校教育課長の答弁では、非常に耐震の関係上、非常に多額な金が必要と。その復興するとかいうためにはという答弁があったというふうに認識してるんですが、イエスですかノーですか。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 2番議員の質問のとき答えましたのは、菊水中央小学校の改築と菊水中の耐震補強ということで申し上げたと思います。その費用を別冊1号でしたか、テーブルに載せた金額を24.7億と確か申し上げたと思います。その中で申し上げましたのが、小学校のほうは統合事業ということで、改築をしますというふうな計画ですと。中学校のほうを耐震補強、体育館を耐震補強とする場合の費用面を補助金の予定額を述べて、事業費は24.7億円ですよというふうに申し上げたと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） その件でちょっと私疑問に思ったんですよ。疑問に思ったので県庁の銀杏の植えてあるほうの手前の県の住宅センターのほうに行って情報開示すればわかるんでしょうけど、そこまではする必要はないでしょうから。本当にそんなに金が必要のかなと。耐震に引っ掛かってますので、中央小、○か×かといえば×がくるのは当たり前ですよ。なんでこれを言うかという、例えば今だったら、南関第三小学校、第三小学校と第四小学校が、昭和54年と55年の建築物なんですよ。それで今、第三小学校をリニューアルというんですか、黒板も換える、廊下も換える、外壁も換える、新しくするというのをされております。金額にすると1億少々

と聞きました。なんでこんなに大きな金が24億とか出るのか、誰がこんな計算をしたのかわからないんですが。私も一般質問のとき、はっと思って聞いたんですが、誰がこんな計算をしたんでしょうかね、24億円もかかるって。学校をするのに。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） これは別冊1号に書いてございました。ページ数は5ページでございますけども、学校統廃合事業の学校建設地についてのQ&Aというのが書いてございます。その中の番城グラウンド周辺、それと菊水中学校周辺、それと菊水中央小学校と菊水中学校という三つのパターンを考えてありました。その説明の中に、これは住民説明会とか保護者説明会等もされたと思うんですけれども、21年か20年かだと思いますけれども、その中で、菊水中央小学校を改築といいますか、全面改築ということで計算をしてございます。菊水区域も4小学校を統合して新しくすると。三加和区域も3小学校を統合して新しくするというので、同じようなスタイルで統合校を考えたということでございます。

耐震補強等のこのという部分については、補強して耐用年数が法定47年とかあると思いますけれども、25年現在でも中央小学校が30年経過しているということで、耐震補強してもある程度延命措置はできるだろうと。しかし、改築・改修時期がくるということで、それならば現時点で改築したほうが公立の補助が得られてということで、そのペントの土台に乗ったのが24.7億というふうに私は考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） これは別に学校建設云々とは別個に置いて、役場の学校教育課長としての答弁ですよ。その立場にある人の。だったら南関みたいに第三小学校を耐震かけてするのは無駄ってことかな。と思うのと、例えば、あとあんまりよその学校にいったらまずいのかもしれんですが、前の荒尾第二小学校、本当に古いですよ。多少私半分冗談で「これは昭和初期な」という感じで言ったぐらいに、木造の。ちょっと前まで使ってた二階建ての校舎です。どうもそこいらへんからこの計算ですよ。だからさっき「誰が計算したのか」って言ったんですけど。だから、本当は私、このときした業者を見れば知ってますけど、本会議で言うべきではありませんのであえて言いませんけど、だから、本当にこう、これ、さっき言ったように県の住宅センターにはすべてあるわけですから、これは誰か情報開示したら出ますよね。それをまた専門家が見たらすぐわかりますよね。24億も誰がみても要るとは普通思わんですよ。

というのはなんで言うかという、結構PTAの方が「おるどんの学校はもう使いもんにならないとたい。だけん新築たい」って。もう最初なんば言いよつとかなって思ったけど、そういう感じのやつを各PTAにも説明してあると思うんですよ。いやらしく言うと、誘導的な感じのところも実際受け取ったんですよ。新しく造るための。プラスやっぱりですよ、課長だけですよ、そんなこと本当にこの24億7,000万という数字、本当かなと私はいまだに思ってますよ。

だったら、何回も言いますよ、南関第三小学校が、あのクラスの学校でフルにやって1億少々

の金額なんですよ。おかしいでしょう。だから、54年か55年の建築物なんですよ。南関第三小学校は、55年と私は思ってるんですけど、54年が第四だったと思うんですが。どうもですね、そこいらへんから、最初からここらへんが間違っとなる部分が私にはありやしないかと思うんですよ、今の混乱。だって、そんなに中央小学校で、菊水中学校で、24億というたらはっきり言うて小学校と中学校が新築できやせんかといってぐらいの金額なんですよ。非常に私は疑問を持ってるんですけど、明確な答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） その24億という御説明はですね、当時もう21年ぐらいだと思いますけれども、保護者説明会をされて、そういった経緯を踏まえて24億7,000万ということをしてると思います。24億7,000万の中には、小学校のほうは改築といいますけども新築でございますよね。新築、だけん改築、修繕じゃなくて新築という意味でございます。それと、中学校は耐震補強をしたところの計算が24.7億ということでございます。

その、いろいろなことも踏まえられて24.7億をテーブルに載せられて協議してきたというふうに思っております。その24.7億がテーブルに載ったのはですね、いろいろなことを踏まえて、先ほど言いましたように、菊水区域の場合は補助金の得られる四つの新築校舎と、四つの学校を統合した新築の学校と考えて、それを土台として組み立てて24.7億と。中学校は改修をしたところを出した数字が24.7億というふうに聞いております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 先ほど、杉本議員のほうから税の滞納関係の質問があってございましたので、関連してちょっと質問いたします。ページ11ページ、これは町営住宅の使用料の件でございますが、調定額が2,700、これはちょっと見えませんね、2,759万8,000円ですか。それで収入済額が1,839万3,000円某となっております。それで、一応収入未済額が820万2,380円ということで計上されております。現年度分が1,809万4,720円、それから滞納繰越分が129万8,000円となっておりますかね。とにかくこの家賃滞納の実態を実は私はずっとこれまで年度を追って調べてまいりましたが、例えば平成19年の12月の定例議会でこのことを最初に質問しました。その時点で、滞納額の累計が平成19年10月末現在で491万2,000円となっております。それから、平成20年の9月現在で742万6,000円と。そして、今回またちょっと確認してみましたところが、800万を超えております。それで、これは町営住宅の家賃滞納処理ですね、滞納期間が最も長いものがどのくらいになるのか、それをちょっと教えていただけますかね。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） お答えいたします。町営住宅は現在三加和が、こちらの菊水のほうが44棟ですね。44件です。それから三加和の分が54件、合計の98件の方が現在入っていらっしゃいます。滞納金額は今のような議員さん言われたとおりであります。

私、昨年から建設課のほうですので、昨年度24年3月末で27件の方で912万5,000円ほどありました。今年の3月末で29件の845万となって、昨年度から今年度に、24年、23年度から24年度にかけまして、約70万ほどは滞納が少なくなっております。

現年度はどれくらいかと、現年度はあまり、もうほんの数件です。ほとんど過年度です。長い人は2年ぐらいの方もいらっしゃいますけども、現在全然払ってない方は誰もおりません。最低3,000円、5,000円でもですね、毎月払っていただくようにずっと契約を回しましてしております。1回でも遅れましたらもうすぐ出てもらう、そんなことを言ってしております。

滞納整理が夜、必ず2人、3人で今でもたまに回っております。もうちょっと困るのが、遠くに行ってもらえる人もおりますので、そういう人たちには必ず郵送あたりでも連絡はとるようにしております。滞納整理が下水道、簡易水道の特別会計はあんまりないんですけども、この住宅に関しましては、職員も努力をしているということを申し添えておきます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の説明で大体わかりましたが、実は平成この19年10月当時は、滞納期間の長いもので81カ月、それから48カ月と、それから36カ月と、こういった状況がありました。ところが今の説明によりますと、大体長い人でも2年ぐらいというふうなことで、だいぶ改善されてきたなという実態を今教えていただいたわけですが、その当時、この滞納処理について実は質問したわけですが、当時は条例に基づく明渡請求等は一切行っておらないと。また、住宅訪問しての滞納徴収等々は行っているけれども、そういった明渡請求などはやっていないというような説明を受けておりました。それで、現在その滞納処理に当たってはどのような対応をしてこられているのか、そのへんちょっと教えていただけますかね。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 滞納整理につきましては、私、以前は内容証明付けて郵送しておりました。というのは、普通の督促を出しても、うちには督促はきてませんというのが多くございましたので、内容証明ですね、ちょっと郵送で金額も高いんですけども。現在は先ほど申しましたように、戸別訪問をして滞納整理には当たっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） わかりました。今の説明で戸別訪問等々をやりながら滞納処理について当たっているということでございます。とにかく、いずれにしても不公平を、先ほども杉本議員のほうからも出ましたが、不公平を招くような滞納につきましては、やはりこれは不公平感をなくすためにも厳しく対応していただきたいと思います。その点1点だけお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） わかりました。なかなか明渡しもひどい方には一応お話をして、い

ろいろお話をして、保証人の方ともいろいろお話してます。保証人の方がやはり御両親の方が多くて、いろいろななかまもう出てくれとは言にくい面もありますけども、毎月も1,000円でも2,000円でもいいから払ってくださいというのを言っております。

それと、不納欠損が一応決まっていますけども、必ずそのときには1,000円でも100円でもいいからと言って取るようにしております。なかなか不納欠損はしたくありませんので。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 先ほど、杉本議員も聞かれましたけども、町税の件で私もちょうと質問したいと思います。

不納欠損額を上げられておりますけれども、235万5,428円、こういう不納欠損に上げるときの条件と、それと、21年、22年、23年、24年、まあ24年出てますけど、その年度別の滞納額、把握されていますかね。お聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

不納欠損を、24年度235万5,428円不納欠損しておりますけれども、人数にいたしまして44名でございます。不納欠損も金銭債権の消滅時効、これは5年間行われないうちに時効により消滅いたします。それから、私どもは地方税法にのっとりやっております。滞納処分等をするべき価値ある財産がないときとか、滞納処分を執行することにより、被保険者が生活困窮に陥るおそれがあるときとか、それから、所在が不明であるとか、そういう関係に地方税法関係でやっております。

それから、滞納額でございますけれども、先ほども申し上げましたように、24年度分は先ほど申し上げましたけども、前年、23年度分までしか滞納額は調べておりませんので、それを申し上げます。これはまず、住民税ですけれども、滞納者数120名。

（自席より発言する者あり）

よろございますか。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 私もなぜ質問したかという、今年度、現年課税分だけで1,000万近く増えてます。7,800万のうち、今年だけで1,000万と。税の滞納者の徴収というは大変だろうと思いますけども、先ほどから出てますとおり、やっぱり不公平がないように頑張っていただきたいと思います。

それと、また後からでもいいですけど、21、22年度の時系列も後から報告をいただきたいと思っています。終わります。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 町税について伺いますが、いつもお聞きしてますが、町民の暮らしにとっては、所得がどういうふうになってるかというのが重要なところだと思いますが、営業・農業、それから給与・年金・その他、この階層別について、所得・人数、そして一人当たり、そして、23年度と比べてどういうふうになってるかということをお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） ただいまの笹渕議員の質問にお答えいたします。

まず24年分の業種別所得を申し上げます。営業等の所得金額4億3,535万円、前年分と比較しますと793万円の増でございます。人数にしますと430名、前年分と比較しますと11名の減でございます。それから平均所得金額が101万円、前年分と比較しますと4万3,000円の増となっております。

それから、農業所得でございます。所得金額が3億856万円、前年分と比較しますと4,666万円ほど減少しております。人数にしますと1,150名、前年と比較しますと、少しではございますが3名減少しております。農業の平均所得金額が26万8,000円、前年分と比較しますと、約4万円減少しておる状況でございます。

続きまして給与の所得金額でございます。76億6,600万円、前年分と比較しますと5,220万円ほど減少しております。人数にしますと5,149名、前年分と比較しますと、これも少しではございますが、4名の減でございます。平均所得金額が148万9,000円、前年分と比較しますと、9,000円ほど減少しております。

それから、公的年金でございますけれども、所得金額が9億5,400万円、前年分と比較しますと、1,850万円の増でございます。人数にしますと4,617名、27名の増でございます。平均所得金額が20万6,000円、平均所得を前年分と比較しますと、若干ではございますけれども、2,800円ほど増加しておる状況でございます。

次にその他、これは不動産とか配当などの所得金額でございますけれども、2億1,570万円、前年と比較しますと3,940万円の増でございます。人数にしますと745名、59名の減でございます。平均所得金額は28万9,000円、前年と比較しますと7万円増加している状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） ページがちょっと、どっかにあったと思いますが、ふるさと納税でな、課長、あれたい。あれもう前から何回も言いよると、ふるさと納税をされた方には何か粗品をやりましたか。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 歳入については、県経由と町直接とありまして、県経由のほうが14

ページに2件の7万5,000円と。それから、もう一つのほうが10件の391万というようなことでございますけれども、当初、始まったときに、これは控除制度が、税の控除制度がございまして、それが今も存続されておりますが、今のところ申告なさるとその寄付金の多寡にかかわらず、2,000円だけが基本的に実質本人負担ということに制度になっております。そういったふうなことから、他町では大きくその多額な商品とか何かやられている所もありますが、今一般的にはそういったのもいろんな議論がございまして、どういうものかということも検討させていただいておるわけでございます。現実問題としては、我が町のことを思っふるさとの思いを持っていただくということを尊重しながら、1年間、広報なごみをおあげしておると。送付させていただいておるのが現実的なところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私は何回もその好意、善意に対して何か、どこも新聞に見てみますと、ふるさと納税をしたところは、よく載っ取るでしょう。されとるですが、新聞は。皆さん見られてると思うんですよ。やっぱり、気持ちは相手はこれでおしたら、その善意に対して広報なごみば1年分やりよりますじゃ、ちょっとお粗末と思いますよこら。こういうのはもう、迅速にやっぱり基本誠意にこたえてあげんと。課長が、あしこ頭はよかったです、さっしょうばいたって、あんまりせんけんわざわざここで言いよつとたい。町長、どぎゃん思うですか。今まで広報なごみでよかと思いはるですか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただいまのふるさと納税、本当に温かい気持ちをいただいております。その方の気持ちはもう十分気持ちとして受け止めますけれども、それに対する和水の、広報なごみ、和水がこういう状態ということ、それも一つでございしますが、また別に四季折、和水の特産、いうなら、今でいうなら旬の栗とか、またぶどうとか、そこらへんを少しちょっと検討してみたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） もう検討じゃなくてですね、もう即実施をしてもらわんと。これが一番いかん。やっぱこういう善意の人には気持ちをやっぱり表さんと。山下課長、そういうことで、予備費でほかいろいろあるでしょうが。そぎゃん何十万という品物なやらんでよかったです。やっぱ誠意にはこたえてあげんと。なあ。もう何回も言うたでしょう。せんもんだけん、あえてこういうことはここでは言いたくないとたい。課長にも言いたくなかった。そうばってん、こういう公式の場で、あんまりしとらんごた感じだもんだけん、今日出したわけです。前からもうこれは早くせないかんと私は思うもんだけん。傍聴席も来ておられますが、その金額は個人のプライバシーがありますから私は言いませんが、立会いもしましたし、そういう人にただ広報なごみを1年分送りよりますじゃ、とてもじゃない。もう町長の答弁は「検討します」じゃなくて、

もう即考えて何か誠意を示しますというような答弁が欲しいわけです。山下課長、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 最高責任者の町長が申し上げられましたように、確か5月ごろだったと思いますけれども、議員さんのほうから、ちょっと考えろというような御指導いただきまして、させていただきました。そういったなかで、先ほど申し上げたように、いわゆるこの応援するという意味で御協力をいただいているものと解しまして、また、お返しの多寡によって云々というのもどうなのかなというような議論もしっかり課で検討して、現行のままいかなというふうなことにしとったわけでございますけれども、今、町長のほうが申し上げられたように、もう一度、課内で議論をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 27ページの委託料の顧問弁護士委託料が約200万あるんですが、通年よりも高いような気がするんですが、その理由をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 杉本議員さんの御質問にお答えします。

顧問弁護士委託料が198万4,000円という決算になってます。通常の顧問弁護士料が63万円でございます。これとこのほかに昨年、24年度は人事委員会関係に対する不服申立ての関係及び不当利得返還請求に関する弁護士の委託料として135万4,000円が追加になっておる関係で198万4,000円という形に決算がなっております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） これもちっと申し上げにくいところではあるんですが、午前中と一緒になんですが、これはやっぱ誰かが責任とらないかんですよ。やはり、どこでどうなったのかをきちんと精査されまして、いかんですよ、このままでは。結果がどうであれ。その内容が内容ですから口頭で申し上げるわけにはいかんですが、おわかりだと思います。やはり、こういうことで人事委員会でもた弁護士で費用かさむ。どうしてこうなったのか。言える範囲で説明を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 弁護士料の増加につきましては、昨年の職員の不祥事に関する申立て。

（自席より発言する者あり）

あ、すいません。弁護士料の24年度決算として増加になった分でございますけど、職員の不祥

事に関することにつきまして、その処分を受けた本人から不服申立てがออกมาして、それに対する弁護士さん、こちらの顧問弁護士さんの委託料関係が別個に必要なということで100万の着手金になり、その分でかなり24年度は増加してる状況でございます。以上です。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 経緯につきましては、不服申立てに関しては、昨年の24年の6月に処分した職員に対して、不服申立てのほうが人事委員会のほうに出ましたので、それに関する弁護士さんとの調整等で弁護士委託料関係が増加してます。結果としましては、今年の4月から最終的に口頭審理がございまして、3回ほどございまして、最終が7月に不服申立てに関する口頭審理を終わりました。その結果というのは、10月ごろに出るということでございますので、その結果を現在、不服申立てに関しては待ってる状況でございます。

不当利得返還請求に関しましては、今現在進行中でございまして、弁護士のほうで対応をしていただいている状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今、淡々と総務課長は言いましたけど、本当にこれは結構大変なことだと思うとですよね。不当利得。これ返還請求とかしたら。職員の参事も含めて、内部で職員が懲罰委員会にかけて処分をされているわけなんですけど、これ、もしかしたらそんなんでは済まなくなるような可能性が高いわけですね。高いわけですね。現実問題とすると。非常にややこしくなる可能性が、今その総務課長からはっきり言葉が出たからあえて言っとるんですけど。これ、町長はこの弁護士さんのやつを見守るだけじゃなく、何か動かれているんでしょうか。あえて質問します。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 動いておるといのが、適時報告を受けておる、そして見守っている状況でございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 内部で関係、一人問わず二人、三人、今、内部で調査はしているという、部分的には今、こういうものがあるとか、そういう報告を受けながら、しっかりと調査に取り組めというふうな状況でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 肥後民家村、また江田船山古墳についてお聞きしたいと思います。

61ページの委託料の江田船山古墳公園と施設管理委託料709万1,321円と、その下に肥後民家村施設管理委託料211万6,800円、いろいろあります。今後、経済課としてですよ、この一帯をどのような方向性にもっていきたいと思っておられるかお聞きしたいと思います。それと、年間の来場客等が把握できていればそれまでお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 議員さんの質問にお答えしたいと思います。

江田船山古墳一帯の管理、一帯とあと民家村全体の管理計画ということでございますけれども、一応今の状態といたしましては、公園一帯の清掃作業を実際委託業務等でやっておりまして、民家村につきましては、今、民家村の中に何名の方かの仕事場といたしますか、そういう形でやっているところでございます。今のところ、そういう全体に対しての計画ということは考えておらないところでございますけれども、今後、民家村のあり方等につきましては、いろいろな形で検討したいと考えておるところでございます。

それから、民家村等の入場者数につきましては、今現在、入場料等は取っておりませんのではっきりした数字はわかっておりません。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 肥後民家村に対しては、今まで旧菊水町のときから多額のお金がかかっておりますし、やっぱりこれをですね、今見てみますと、民家村の使用料等で134万2,000円、それと雑入で30万ぐらい入っておりますけれども、それに対しての支出が、歳出が多額にわたっております。お金をかけるんじゃないじゃなくて、1回来たらいいんじゃないじゃなくて、多分、年間四季折々の来場者をねらうような仕掛けとか、そういうことをしていかなければ、また、この商工会のほうから陳情が上がっておりますけれども、国宝江田船山古墳出土展示館の設置と、これは継続になっておりますけれども、やっぱり方向性を見つけていかんと、いつまで経ってもお金をかけるばかりだと思っておりますので、このへんは町長、どういうふうに思っておられるか、今後、方向性をつくっていったら、和水町の、国指定でありますので、そこらへんもアピールする部分だと思います。そこらへんも町長の思いがあればお聞きしたいと思いますけど。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お尋ね、御指摘のとおり、広大な面積でございまして、そして、中には国指定の数々の文化遺産、史跡があるわけでございます。よって、大変な管理費が要るわけでございます。そういう中、以前、入館料を取っておった時期もございますけれども、やはりそこに人がおるといって人件費相当には至らない、そういう課題もございまして、今、かえってひとつしっかり無料にして、そこにおいでいただいて、よく和水をお知りいただき、そして、何らかの形で町の振興に、発展につながればというふうな形の中で今日に至っておるかと思えます。

今後はこのことに関しては大きなしっかりとした課題でありますし、民家村運営協議会という

ものもあるかと思いますが、なかなか妙案といいますか、これはひとつしっかりと、別なしっかりとしたコンサルといいますか、そういうことの見解も踏まえながら、しっかりと取り組んで検討させてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 今、町長が答弁されたように、今後、交付税も減ってきます。そのへんを考えますと、やっぱり早めに手立てを考えて、せつかくの国指定でありますので、和水町のPRも兼ねて頑張っていたきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） 答弁いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 学校統合事業費について伺いますが、これは私は総務文教常任委員会の学校教育課分ということで資料をいただきました。そして、主要施策成果報告書でも見たんですが、ここに三加和小学校の建築そのものが載ってないんですよ。それで、提案された議案書を見て初めてここに小学校建築事業として1億6,978万円ということで出てますので、これは手違いか何かで間違いがあつてこういうふうになってるのかなというふうに思いますけれども、その点で伺いますが、この建設についてはこれまでいろんな問題があったんですが、課長、わかりませんか、今見ておられるんでわからない部分があるかもしれませんが、この1億6,900万、約1億7,000万が小学校建築費ということで提案されてるか、計上されてるかと思うんですね。

それで、私、一般質問で、建設された学校の不備な点、問題点を7点にわたって指摘をいたしました。設計段階から、それから業者が建築をします。その後、町のほうでそれを受け渡しをするということで、検査をやったかと思うんですね。ところが、私が言いましたように、大まかに言って七つぐらい問題点があるということで言いましたけれども、その引き渡し検査というところで、どういうふうになったのかということでお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） まず、決算書の70ページですよ、この一番下のほうに三加和区域小中学校の1億6,978万円ですね。これ、24年度から今年度にかけて繰越をしております。工事の内容は、まず建築工事、それから屋内運動場、体育館の工事ですね。それから電気と機械、それが要するに24年度支払った金額が1億6,900万ということです。検査のほうは、今年の7月に工期が来ましたので、8月の8日の日に検査をしました。内容は一般質問で私答弁したとおりでございますけれども、いろいろ指摘をして、指摘事項については手直しをした箇所もあります。ただ、今後については、一般質問でも答弁しましたように、外構工事で対応する所、また、後は学校の先生、またPTAの方と今後ちょっと相談をしながらせねばならない所等もございます。すぐ「はい、わかりました、できる」という所じゃない所もございますので、今後、保護者、又は学校の先生方と相談をしながらやっていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今後、先生とかP T Aとか相談をしながらと、改善できる部分は改善していくという答弁でしたが、私が思うのは、なぜああいうふうな建築物になってしまったのかということなんですよ。その点で、多分建設課のほうではもう、担当じゃなかったからですね、当時は。24年度になりますから企画課かもしれませんが、教育委員会が大体それはやってたというふうに思いますので、そこらへんでちょっと教育委員会のほうで答弁があればですね、できればしていただきたいなと思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） そうならないための設計監理ということで設計業者に委託してやっていたんだと思います。なんでそういうふうになったのかちょっとわかりませんが、そのための設計監理というふうに考えております。構造が例えばこういった梁がどっちにくるというのは、ちょっと私どもも把握しておりませんでした。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そうすると、その設計監理会社に委託をするということであれば、私が言いましたような点で、直せる部分は予算が要れば設計会社のほうでやるのか、それとも町のほうでまた支出をして改善するのか、そういったところはどうでしょう。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） なかなか難しい質問ですけども、私がこんなこと言っているかわかりませんが、設計の検査調書はどこ、私じゃないけどどこかで作ってあるはずですので、そのへんがどうなるかですけど、設計で今後どうなるかというところはなかなか難しいですよ。何か違ったほうで対応しなくてはいけないと思いますけど。・・・話し合ってすればいいんじゃないかなと思いますけど。

○議長（多賀勝丸君） 笹渕議員、いいですか。もう質問はできませんが、わかりましたか。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 要するにですね、設計の検査調書を教育委員会か企画で作っております。全部設計はこれで合格ですって検査調書を。だから、それを今から設計の過程どうのこうの言うのはなかなか難しいんじゃないかなということです。しかし、それは話し合いでなんとかできる可能性もあるのかと思いますけども。なかなか難しいところがあるんですよ、設計図、実際は建築業者さんが施工図というのを作らないとわからない点もありますので、そこはやはり、施工、要するに工事の監理をされた方がやはりしっかりせんとですね、デメリット・メリットあるんですけども、設計をされた方じゃない方が監理をされたほうがいい場合もあります。わかりやすいんですよ。しかし、設計をされた方が監理したほうが、やはりあそこはいろいろまた後

で問題が出てきますけど、難しいところがありますけど。笹渕議員さんが納得いくように後は対応します。すいません、よろしいでしょうか。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 先ほど、1番議員からありましたが、民家村です。民家村には現在、木工館、あそこは営業してますか。小林美術館、あそこもなんかもうやめて、あそこは閉鎖をしたというような話。最近行っていませんので、それを1点お尋ねしたいと。そして、やっぱりもうこれはいつも大きな投資をしてなかなか成果が出ないということで、本当にこれは仕掛けを何かもう少しせんと、前、私もだいぶん土曜・日曜日行ってみました、お客さんは本当にまばらで少ないです。やっぱりこれは真剣に経済課長が一番責任者として、頭もよかったです、ひとつよその遊園地とかそういった所でも見て、やっぱり子どもの遊び場、ブランコ・滑り台でも結構です、何か人が寄るようなことを考えてもらわんともったいないと思います。恐らく何十億か打ち込んだるはずですので、やっぱり船山古墳の一番我が町のメインの所でもございます。そういう所で資料館も造ってくれというような要請もあつとるわけでございますので、何かまちっとお客さんが来るような方法、最近是新幹線の前にくまもん一帯かかしとかあります。いろいろ考えはあるでしょう。今は特に花が一番ひまわり、あっちにはひまわり、コスモス、いろいろそういった花でも結構かと思います。桜の花は今だいぶん大きくなって。

（「議長、今は決算審議」と呼ぶ者あり）

いや、決算審議はわかってるですよ。予算ば。

（「決算審議」と呼ぶ者あり）

決算審議って、これでまちっと民家村に・・・言いよつとです。横から言わんでください。そこから言わんでください。民家村にももう少し金が必要とるから有効に活用してもらうための提言をしておきます。議長、これはどういうことですか。横槍は。人の発言中に。許せんですよ。何で人に言ってくるのですか。民家村の予算ば、金が必要とる割には成果が上がっていないから、何かをするように予算に絡んで私は発言をしております。

（自席より発言する者あり）

これは私が言いよつときですが、終わった後で別室で私は話してください。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君） 議員同士の発言はやめてください。

○11番（杉村幸敏君） なら今は誰の時間ですか。言いよつとですか。議長。

○議長（多賀勝丸君） ちょっと休憩します。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

休憩 午後 3 時40分

再開 午後 3 時46分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉村議員の質問の途中でしたので、杉村議員の質問を許します。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私はですね、休憩時間で話は一応そういうことでわかりますが、やっぱりこれは心配ですから、今私が言ったのは、金が1,000万ぐらいあそこにも使いよるから、それをよくするために発言をしたわけですので、その内容を聞きたい。木工館、小林美術館、現在やっているのか、そこらへんをちょっと。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

木工館及び小林美術館につきましては、一身上の都合ということで、現在休館されております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） 木工館とどこが。休館、休館ですか。

○経済課長（坂本政明君） 現在、民家村から出ていらっしゃいます。もう撤退されております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 1,000万ぐらいも投資をしてですよ、それでお客さんが来るように私はしてもらいたいという思いで言うたわけですので、是非課長はそういうことにやっぱり目を光らせて、お客さんが、我が町のメインですから。そういうことでありますので、課長の見解を、どういう気持ちでいるのかお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 民家村等へのお客さんの来館につきましては、いろいろな方面でPRしたりやっているとございます。これから先につきましても、今言われましたとおり、いろいろ経費等もかかっておりますので、これから先はそのような形につきまして、いろいろ歳出のほうも考えながら、今後、いろいろな形で民家村につきましては検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 認定第1号「平成24年度和水町一般会計歳入歳出決算」について反対討論を行います。

この決算には、町民の暮らし、福祉などを支える大事なものが含まれております。しかし、その一方で、町民の願いとかけ離れたものも含まれております。町民の批判の多い学校建設関連事業であります。学校統合事業費として、三加和区域設計監理委託料3,748万5,000円、菊水区域設計委託料3,700万円、菊水区域小中併設校敷地造成工事2億2,234万5,000円、三加和区域小中併設校建築工事1億6,978万円などで、計4億8,557万1,000円、学校統合事業費の繰越明許として、菊水区域小中併設校敷地造成工事3,076万9,000円、三加和区域小中併設校敷地造成工事5,767万6,000円などで、合計9,150万3,000円。菊水区域小中併設校校舎造成工事継続費として1億1,161万2,000円、学校統合事業全体として6億8,868万5,000円となっています。

先に行われました町民説明会では、学校建設費の大幅な増額に怒りの声が上がりました。27年度に建設した三加和小学校の建築工事として、約1億7,000万円になっておりますが、一般質問で指摘したように、アートポリスでデザインを重視する方法で設計し建設したために、百年の大計とは名ばかりで、安心・安全の校舎には程遠いものになっております。その内容は、廊下の電気がセンサーで自動的につき、昼間もついたままの状態が続く問題、黒板が高く固定化されていて、小さい子どもは半分から上は届かない問題、教室の南側に縁側があり、そのため、屋根が長くなっていることと教室の茶色板壁が多くガラスが少ないため、教室が暗く、電気を朝からつけないと暗い状況で、子どもの目にも影響する問題、スロープが造られているから、落ちないように鉄柵があり、その下は空間なので子どもたちがそこを通る際に鉄柵でけがが予想される問題、教室に空気孔が設置されておらず、冬場の風通しがよくなく、インフルエンザが流行すると蔓延してしまう問題、校長室は細長く狭い、パソコン関係コンセントが入口の手前にしかないため、校長先生の机は手前に置かざるを得ず、来客用の椅子は奥に置かなければならないという設計上の問題、体育館は狭くて天井が低い上に、中学校体育館と同じように、子どもたちの届く範囲に窓がなく、風通しが悪く、夏場は暑さがこもり、子どもの環境によくないという問題があります。

もともと三加和地区住民からは「まだ小学校は使える。特に春富小学校は建設してまだ15年しか経過していないし、三つの体育館も合併前に建て直したばかりで、また新たに中学校敷地内に建設するのは無駄である」という声が多くありました。この声に答えず建設しましたが、建設した小学校を見て、「安心・安全の子どもたちの教育の場になっていない」と批判の声が上がっています。地方自治体は町民の声に基づき、町民が納得する各政策・事業を進めることを基本にしなければなりません。この立場に自治体が立つことが今求められています。

以上のことから、町民の立場で平成24年度一般会計決算に反対し、反対討論といたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。4時15分より会議を開きます。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時15分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、蒲池議員の質問に対して答弁もれがありましたので、答弁を許します。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 先ほど、蒲池議員の質問に対しまして答弁もれがございましたので、ただいまから報告いたします。

まず、町税の滞納ですけれども、平成22年度と23年度を申し上げます。まず、平成22年度、住民税、滞納者数が40名、滞納額が323万6,826円、それから固定資産税、滞納者数76名、滞納額が250万101円、それから軽自動車税、滞納者が24名、滞納額が15万5,366円。それから、平成23年度の町税の滞納額を申し上げます。まず住民税、54名の滞納者でございます。金額にいたしまして296万5,862円、それから固定資産税、91名、滞納額が285万8,578円、軽自動車税、滞納者数が45名、滞納金額が27万1,100円でございます。以上です。

（自席より発言する者あり）

22年度と23年度を報告しました。

○議長（多賀勝丸君） いいですか。

日程第10 認定第2号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、認定第2号「平成24年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 一般医療保険者国民健康保険税について伺いますが、平成24年度で収入済額が2億3,432万9,000円と。それから、不納欠損額が158万1,000円、収入未済額が3,352万9,000円というふうになってますが、この説明をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） まず、不納欠損額のほうですけれども、158万1,351円、人数にいたしまして23名でございます。それから、未納額でございますけれども、保険税、滞納者数が

137名、それから滞納金額946万7,336円、以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 収入未済額が3,352万9,000円あるんですが、これは主な理由ですね、加入者の方が仕事の関係とかリストラに遭ったとか、職を探してもなかなか見つからないとか、収入が目減りをして国保税を支払うことができないとか、そういったいろいろな理由はあるかと思いますが、こういった理由かお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） まず、その一つとして、平成22年度から非自発的失業者、これは会社の倒産とか、または会社の都合により退職するなどの理由によって、失業時からその翌年度末までの間に、前年所得の給与所得を計算しまして、軽減措置、これを行っております。こういう軽減措置に対して、25年9月5日までの現在ですけれども、軽減対象者数が現在32名おられます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 未済額が3,352万9,000円ということでは、要するに、納税できなかったと。国保税が支払われなかったということでしょうが、今言われたのが軽減措置とか、それから会社に勤められなくなったとかいろんな理由からだと思いますが、主な理由ですね、逆に言えばこれだけの人が払えないというふうになれば、新たな町としての軽減措置を作るべきじゃないかと。今、仕事に就こうとしてもできないという状況がありますから、そういった人々を救済するという意味でも、軽減措置を町独自で作って、少しでもいいから払っていただくと、そういう方向にもっていくべきじゃないかなというふうに思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 町のほうでは、その軽減措置の今申し上げましたとおり、これはやっておりますけれども、大きな災害とかそういった場合には軽減措置をとっておりますけれども、今のところは条例の中ではやっておりません。今後も国保運営協議会のほうで協議しながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） その下の退職者の方の国保税のことですが、収入未済額が181万9,000円ということですが、年金者の方が国保のほうに入られて、退職して入られて、これだけの収入未済額があるということなんですが、これはどういったところからきているのか。年金が減らされているという状況もありますし、年金が少ないということからも、国保税を支払えないというこ

ともあるかと思うんですが、そういった具体的な理由というのはどういうところにありますでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） この制度は国保退職者被保険者、60歳から64歳までの退職本人、それからその扶養者の国保税にかかってきますけれども、こういう方たちも今年から、平成25年4月1日から地方税の改正がありまして、特定継続世帯、これは今まで世代別で3年間の軽減措置の追加があってございましたけれども、現在、これを5年間の世帯割額を2分の1に措置を講じております。今年から、続けて25年度から軽減割合を更に3年間の4分の1に軽減を行うということで、こちらのほうも軽減措置のほうがあっておりますので、なるべく年金をもらっておられる方は、少なくなってきましたけれども、またこれも国保運営協議会のほうで検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今の答弁でわかりましたが、もう一つ、督促手数料11万6,000円、これは1,161件ということで、その督促をして、恐らくこれは収入未済額はゼロになってますので、督促状を出したら受付に役場のほうに来て支払ってもらったということというふうに理解していいんでしょうかね。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） これはですね、期限までに国保税が納付されない場合に、その納付を催告するための手数料でございます。1件100円でやっておりますので、その分、11万6,190円、これだけ督促手数料を歳入しているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 歳入として11万6,000円、1,161件督促状を送って、その分が結局収入として入ってるということであれば、督促した方は全員払っているということですよ。そのときに100円税金を納めに来たときに、この督促料100円というのを住民の方にもらうというふうにしてますので、そういうことでこういうふうに収入済額として上げてあるということで理解していいんですかね。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 督促料を出しまして、納期限までに払えなかった人が督促料が付きますけれども、いろいろこちら職員が未納者に対して電話連絡とかそういうこともやっておりますので、今後はそういう未納がないように努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） もう一点お聞きしますが、24年度の予算が昨年3月議会で提案されたときに、この財政調整基金、国保の財政調整基金を取り崩して保険税のほうに負担をかけないようにするということがあったかと思いますが、結果的にはこの基金は取り崩さなくてもよかったということで今回提案されてるかと思いますが、その点について伺います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 昨年ですけれども、基金約2億700万ぐらいありますけれども、昨年度の繰越金のほうがありましたので、そちらのほうで繰越金のほうで対応しております。今年もそういう繰越金のほうが8,900万ばかりありますので、そちらのほうで繰越金で対応したいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） わかりました。私はこれまで、基金がやっぱり2億円以上あるということであれば、それは加入者の皆さんに国保税の引き下げの財源として使うべきだということでこれまで国保税会計については反対をしてきましたので、今回も反対をしておきたいと、態度表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

日程第11 認定第3号 平成24年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、認定第3号「平成24年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 地域支援事業交付金について伺いますが、これは要支援1、2の保険給

付のことだと思いますが、説明をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の地域支援事業について御説明申し上げます。

地域支援事業交付金といいますのは、包括的支援事業と任意事業をもって介護予防事業等に対しての交付金ということになっております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） だからその、要支援1と2という意味ですよね。違うんですか。要支援1と2の関係が、今、この件についてですが、厚生労働省が4日の日に介護保険で要支援と認定された1と2の方、こういった高齢者の保険給付を廃止する方針を固めたということで報道がありました。その内容は、市町村の判断で多種多様な事業主体による重層的なサービス提供を目指すというふうに言ってるんですが、この内容を見ますと、これまで介護給付ということで要介護者、認定された要介護者の方、これについては法定のサービスと人員運営基準があったということですが、予防給付ですね、要支援者1と2の方は、法定のサービスそれから人員運営基準もあったんだけど、この厚生省の方針でなりますと、これまで地域支援事業として要支援にも該当しなかった人たちに行われてきた事業内容、それから、人員運営基準はなしということでやられてきましたが、これがその予防給付、要支援者の方が地域支援事業と同じように扱われると。要するに、国はお金を削減するので地方自治体でやってくれと、こういう内容になっているかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今、議員さんがおっしゃる厚生労働省の出している案、まだこちらのほうにも全然届いておりません。内容等新聞に書いてあるばかりが載っていることであって、まだこちらのほうで説明会等すべてあっておりませんので、ここで私のほうから特別にどうだという回答を申し上げられませんが、大体今議員さんがおっしゃったような形になってくると思っております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） じゃあ、仮にこの厚生労働省がいうようになった場合、先ほど言いました地域支援交付金、これは介護予防事業、それから包括的支援事業、任意事業ですね、これが今回489万6,000円と196万9,000円と、合計686万5,000円ということで国からきてるかと思いますが、この金額がこないようになると。地方自治体独自で、事業はやるけれども財政は伴わないというふうになるかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今おっしゃった部分は、今までもその部分、調整交付金という部分で対応していた部分になります。国庫負担金、都道府県負担金等については、一応、介護給付費の100%の中で、第1号被保険者の保険料が21%、第2号被保険者、40歳から64歳までの方が29%、その残りを国庫負担金と都道府県と町の負担金というふうな形になっております。そのうちに、一応、国庫負担金が20%、都道府県が12.5、町が12.5という形で、あと残りの5%が調整交付金という部分が設けられております。その部分で今までは調整をさせていただいておる部分ですので、この部分が、このまま国のほうがこの部分で利用するというのであれば、今までと同様な形になってくるとは思っております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今の国庫の20%の部分が削られてくる可能性があるということだと思うんですね、今の答弁だと。

もう一つ聞きますが、別なことですが、介護保険料が現在、県内で何番目ぐらいに高いのかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 確か4番目だったと思っております。

○議長（多賀勝丸君） 3回終わりました。違うと。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 杉村議員の先ほどの話にもありましたが、県下では4番目に介護保険料が高いと。5,260円でしたっけね、1カ月。5,400円ですよ。それだけ高いとなると、当然、住民に対するサービスという点ではあってるかと思うんですが、この負担がやっぱり大きいと。年金暮らしの方もこの介護保険料、あるいは国保関係も年金から差し引かれるということもあって、ほとんど残らないとか自由に使える金が少ないということをよく言われる方が多いんですが、そういった意味では、介護保険料を一般会計から繰入をしてでも引き下げることが私は大事なんじゃないかなというふうに思います。

この和水町の所得が決して県内自治体の中で4番目に高いというふうには言えないと思いますので、下から数えたほうが早いというふうに思いますので、やっぱりそういう面では、介護保険料に対する町からの支援策が必要かというふうに思いますけれども、その点で健康福祉課長が答弁できなければ町長にお願いしたいと思いますが。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 一応、基準的には一般会計から介護保険会計へ繰入ということはできませんので、非常に変な言い方ですけども、昨年度からの部分と今年度という部分の中では、在宅、寝たきり等高齢者の部分についてが介護保険会計から一般会計のほうに移した部分もありますので、そういう部分の対応を、少しでも保険料が上がらないようにという努力はして

いるところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 一般会計から繰入はできないと。介護保険会計にですね。そういう答弁に聞こえたんですが、そういうことですかね。実は、この和水町議会で研修に行きました。埼玉県的美里町だったと思いますが、そこでは介護保険料を引き下げるために一般会計から繰り入れて引き下げているということでした。それはその介護保険関係を中心に研修にして行ったわけですので、そういう話が説明がありました。ですから、私はできるんじゃないかなと。よそでやっていますからね。それは是非検討していただいて、引き下げのために頑張っていただきたいと。

私はこれまで言ってきましたように、介護保険料が県内で4番目に高いということで、町民の皆さんの暮らしも大変な中での負担増ということでこれまで反対をしてきましたが、今回も反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） 答弁いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

日程第12 認定第4号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第12、認定第4号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合上、会議時間を延長します。

日程第13 認定第5号 平成24年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、認定第5号「平成24年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第14 認定第6号 平成24年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、認定第6号「平成24年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第15 認定第7号 平成24年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、認定第7号「平成24年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第16 認定第8号 平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長(多賀勝丸君) 日程第16、認定第8号「平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第17 認定第9号 平成24年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長(多賀勝丸君) 日程第17、認定第9号「平成24年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

日程第18 認定第10号 平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、認定第10号「平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 質問しますが、後期高齢者医療広域組合納付金、これが1億3,481万円ということで、これは決算額も同じ予算額となっておりますが、これはもう全額年金からの引き落としとかということで、全額納入されているということだと思いますが、この会計上はすべて熊本県の広域組合のほうにいくということですね。

その下の健康診査費です。495万8,000円だったのが決算額が228万2,000円となって、差額ですが、残った額が267万6,000円ということで、半分も使っていないわけですね。これはどうしてこういうふうになっているのか。お年寄りの方は健康診査を受けなかったのか。どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 健康保持増進事業収入ということで上がっておりますけれども、これは後期高齢者の方の健康診査に対する実施費用でございます。これも広域からの補填で100%補填でございます。健診率はちょっと資料を持ってきておりませんので、後で報告したいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この健康診査を実施する機関として、総合保健センター、和水町町立病院、玉名郡市医師会、鹿本郡市医師会、公立玉名中央病院、山鹿市民医療センターと、こういった所が幅広く健診できるようになってるわけですね。ただ高齢者の方はこういった健診を受けに行く足がないというふうなことで、これだけの健診された方が少ないのかというふうに思うわけですが、この金額からすると、恐らく半分以下だと思うんですね。人数も半分以下だと思うんですが、そうしますと、健診を受けられるような何らかの方策をまたとる必要があるというふうに思いますけれども、人数とかわかってたら、何人中何人が受けられたということがわかってたらお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 健診の受診者数ですけれども、ちょっと資料がありましたので申し上げます。24年度の受診者数は、合計のこれは荒尾玉名管内、それから鹿本郡市、それから一部熊本市に入っておりますけれども、合計の348名でございます。

見込みとして今年は13.63%、県の平均よりも、国の平均が10.12%ですから、約3.5%は県平均よりもいっていると思いますけれども、なるべく後期高齢者の方の健康診査、これも県の連合会等もありますので、そちらの方面でも健診、受診率アップするよう努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） やはり、大病を発見するというのは、健診で発見できるというのが多いと思うんですね。これは国保関係もそうですし、後期高齢者というのはやっぱりお年寄りですからいろんな病気を抱えるということで、早期発見が大事なところだと思うんですね。それがひいては医療費を減らしていくということにつながるというふうに思います。

ただ、この提案については、私はこれまで後期高齢者だけを、75歳以上だけをこういった医療制度の下で特別会計の中に入れていくというふうになった場合、医療費が膨らんでいきますので負担金も増えていくと、そういうふうなことになりますので反対をしてきましたが、今回も反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定いたしました。

日程第19 認定第11号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、認定第11号「平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第11号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、認定第11号は認定することに決定いたしました。

日程第20 報告第5号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(多賀勝丸君) 日程第20、報告第5号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長(今村裕司君) 報告第5号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、前年度の決算に基づいた健全化判断比率であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つと、資金不足比率をその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し公表しなければならないと規定されております。よって、本議会に報告するものでございます。

まず、本町の健全化判断比率について御説明いたします。実質赤字比率は普通会計のみを対象とし、収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものであります。本町の場合、一般会計などの実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた収支が赤字である場合は、標準財政規模に占める割合を示すものであります。本町の場合、実質赤字比率と同様に、一般会計などの実質赤字及び公営企業会計の資金不足が生じていないため、連結実質赤字の数値はございません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計、特別会計、企業会計に本町が加入する一部事務組合であります有明広域行政事務組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となります。標準財政規模に占める公債費の割合の過去3年間の平均値です。18%を超えると起債を借りるため必要な手続が協議から許可に変わります。本町の場合、実質公債費比率は6.8%でございます。

次に、将来負担比率についてですが、更に第三セクター等であります株式会社ロマン館や株式会社肥後元気村を加えたものが対象となり、将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。本町の場合、将来負担比率の数値はございません。

以上、4指標とも括弧書きの数字が国が示す健全化判断比率をいずれも下回っており、健全な財政運営がなされていると思われます。

次に、2の資金不足比率の所ですが、住宅用地造成事業会計をはじめとする五つの公営企業会計のみを対象とし、資金不足が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合は、資金不足比率はいずれの公営企業会計も資金不足を生じていないため、数値はございません。

2ページ以降の資料につきましては、監査委員さんの意見書を添付しております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 本案について質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

日程第21 報告第6号 平成24年度和水町一般会計繰越精算報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第21、報告第6号「平成24年度和水町一般会計繰越精算報告について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 報告第6号、平成24年度和水町一般会計繰越精算報告について」説明申し上げます。

この報告は、平成24年度一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので精算し、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものでございます。次のページの継続費精算報告書をごらんいただきたいと思います。

これは、菊水区域小中併設型校舎敷地造成2期工事に係る継続費の精算報告書となります。この継続費は、平成23年度の12月補正第5号において、平成23年度、24年度の2カ年の継続費を設定しておりました。全体計画の年割額を4億349万3,000円としまして、平成23年度の支出済額は6,943万円、平成24年度の支出済額が3億3,395万6,891円となり、支出済額の総額は4億338万6,891円となりました。財源につきましては、地方債、合併特例債でございますけど、3億8,310万円を充当しております。以上、ここに報告します。

以上で報告第6号の平成24年度和水町一般会計繰越精算報告についての説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 本案について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第6号「平成24年度和水町一般会計繰越精算報告について」を終わります。

日程第22 陳情等の常任委員長報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第22、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について、総務文教常任委員長から委員長報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長（古閑修一君） ただいまから、総務文教常任委員会より、平成25年9月定例会において本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告をいたします。なお、審査につきましては、9月18日午後3時より、委員会室におきまして慎重に審査を行っております。

まず受付番号109号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出のお願い、それにつきましては採択です。

次に、受付番号184号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情、それにつきましては採択です。

次に、受付番号201号、道州制導入に反対する意見書提出の要請、それについては採択です。

以上で本委員会に付託されました陳情等の審査の結果についての報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第109号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出のお願い」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第109号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出のお願い」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、受付番号第109号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出のお願い」は、委員長報告のとおり採決することに決定いたしました。

受付番号第184号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に対する陳情」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。受付番号第184号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書採択に関する陳情」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、受付番号第184号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

受付番号第201号「道州制導入に反対する意見書提出の要請」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。受付番号第201号「道州制導入に反対する意見書提出の要請」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、受付番号第201号「道州制導入に反対する意見書提出の要請」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第23 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第23、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第24 閉会中の継続審査について（建設経済常任委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第24、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

建設経済常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第25 議員派遣について

○議長（多賀勝丸君） 日程第25、議員派遣についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第128条の規定によって閉会中の議員派遣申出があります。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、委員長の申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、委員長から申出のとおりとすることに決定いたしました。

日程第26 閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後5時14分

再開 午後6時16分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から、同意第7号「監査委員の選任について」、同意第8号「教育委員会委員の任命について」、議案第67号「菊水区域小中併設型校舎建設事業の事業費に関する住民投票条例の制定について」、議員提案で発議第1号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について」、発議第2号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に

関する地方の財源確保のための意見書提出について」、発議第3号「道州制導入に断固反対する意見書提出について」が提出されました。以上6件を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。同意第7号、同意第8号、議案第67号及び発議第1号から発議第3号までを日程に追加し、追加日程第1から第6までを議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後6時18分

再開 午後6時21分

○議長(多賀勝丸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 同意第7号 監査委員の選任について

○議長(多賀勝丸君) 追加日程第1、同意第7号「監査委員の選任について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長(坂梨豊昭君) 同意第7号、監査委員の選任について。和水町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、和水町上板楠1676番地、氏名、竹下進一。昭和25年5月11日生まれでいらっしゃいます。平成25年9月20日提出、和水町長。

提案理由、監査委員を選任するときは、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(多賀勝丸君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第7号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

追加日程第2 同意第8号 教育委員会委員の任命について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第2、同意第8号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 同意第8号、教育委員会委員の任命について。和水町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、和水町中十町124番地の1、氏名、岡本貞三。昭和26年9月7日生まれでいらっしやいます。平成25年9月20日提出、和水町長。

提案理由、教育委員を任命するときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第8号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

追加日程第3 議案第67号 菊水区域小中併設型校舎建設事業の事業費に関する住民投票条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第3、議案第67号「菊水区域小中併設型校舎建設事業の事業費に関する住民投票条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第67号、菊水区域小中併設型校舎建設事業の事業費に関する住民投票条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

提案理由としまして、菊水区域小中併設型校舎建設事業の事業における事業費の増額に関し、

町民の意思を確認する必要があることからこの条例案を提出しております。これが理由でございます。

次のページをお願いします。条例案について読み上げていきます。菊水区域小中併設型校舎建設事業の事業費に関する住民投票条例、第1条、目的をうたっております。この条例は和水町が現在進めている菊水区域小中併設型校舎建設事業における事業費を36億円から39億6,000万円に増額し実施することについて、町民の意思を確認することを目的とする。

第2条、住民投票についてうたっております。前条の目的を達成するため、事業費を増額して実施することに対する賛否について、町民による投票（以下、住民投票という）を行うとしております。2項としまして、住民投票は町民の自由な意思が反映されるものでなければならないとしております。

第3条としまして、住民投票の執行についてうたっております。第3条、住民投票は町長が執行するものとする。第2項としまして、町長は地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議によるその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、和水町選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）に委任するものとする。

次に、住民投票の期日についてうたっております。第4条としまして、住民投票の期日（以下、投票日という）は、この条例の施行の日から40日以内に町長が定める日曜日とするとしております。2項としまして、町長は前項の規定により投票日を定めたときは、投票日の5日前までにこれを告示しなければならないとしております。

次に、投票資格者について規定しております。第5条、住民投票における投票の資格を有する者（投票資格者という）は、投票日において和水町に住所を有し、公職選挙法第9条第2項に規定する本町の議会議員及び長の選挙権を有する者とするとしております。

次に、住民投票資格者名簿についてうたっております。第6条、選挙管理委員会は住民投票における投票資格者について、住民投票資格者名簿（以下、資格者名簿という）を作成するものとするとしております。2項としまして、前条に規定する者の登録は、第4条第2項に規定する告示の日の前日において、公職選挙法第21条第1項に規定する者について行うものとするとしております。

次のページをお願いします。次に投票の方法についてうたっております。第7条、住民投票は一人一票の投票とし、秘密投票とする。2項としまして、投票資格者は、和水町が現在進めている菊水区域小中併設型校舎建設事業における事業費を36億円から39億6,000万円に増額して実施することについて、賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら丸印の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならないとしております。

次に投票日の投票ということで、第8条、投票資格者は投票日に自ら住民投票を行う場所に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければならないとしております。

次に、期日前投票等について、第9条、投票日において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することが見込まれる者は、前条の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができるとしております。第1号としまして、職務若しくは業務又は公職選挙法施行規則第15

条の4で定める用務に従事すること。第2号としまして、投票区の区域外に旅行又は滞在すること。3号としまして、疾病、負傷、妊娠、出産、老衰、その他身体の障害のため歩行困難であること。4号としまして、交通至難の島その他の地で公職選挙法施行規則第16条で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在すること。次に2項としまして、次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定によるほか、前条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票を記載し、これを郵便等による送付する方法により投票を行うことができるということで規定しております。これは第1号としまして、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者であって、公職選挙法施行令第59条の2第1項に掲げる者としております。第2号としまして、戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者であって、公職選挙法施行令第59条の2第2号に掲げる者、第3号としまして、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者であって、公職選挙法施行令第59条の2第3号に掲げる者。

次に、無効投票について規定しております。第10条としまして、住民投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とするとしております。1号としまして、所定の投票用紙を用いないもの、2号としまして、丸印の記号以外の事項を記載したもの、次のページをお願いします。3号としまして、丸印の記号のほか、他字を記載したもの、4号としまして、丸印の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの、5号としまして、丸印の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したかを判別し難いもの、6号としまして、白紙のものということで規定しております。

次に、投票運動について規定しております。第11条としまして、住民投票に関する投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等、町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならないとしております。第2項としまして、前項の投票運動の期間は、第4条に規定する住民投票の期日の前日までとする。

次に、投票及び開票について規定しております。第12条、前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の規定の例によるとしております。

住民投票の成立の要件としまして、第13条、住民投票は投票した者の総数が投票資格者の総数の2分の1に満たないときは成立しないものとするとしております。

次に、住民投票の結果の告示等について、第14条、選挙管理委員会は投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに当該告知の内容を町長及び和水町議会議長に報告しなければならないとしております。

次に、投票結果の尊重ということで、第15条、町長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとするとしております。

次に、委任としまして第16条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則としまして、1、この条例は公布の日から施行する。次に条例の失効ということで、2、この条例は、投票の翌日から起算して60日を経過した日にその効力を失うとしております。以上

でございます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 町長にお尋ねをいたします。この条例案の提案については、一貫して私たちこの本会議でもその前の住民説明会においても、一貫して町長は、自らはこれはしないとおっしゃって来ましたですね。それで、ここにきてなぜ自らこの住民投票条例を提出されることに至ったのか、その真意をお示してください。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） これまで小中学校統合事業に関して、菊水地域においてはなごみ4号でお示しをいたし、住民説明会を重ねてまいりました。大変厳しい御意見をいただきました。しかしながら、長年にわたるこの取り組みに関しては、多くの審議会、委員会、そして区長会とかいろいろな会の中で聞いて、そうした意見を踏まえながら一つ一つ整え重ねてまいったところでございます。

しかし、御承知のとおり、事業拡大するに当たり、事業量が広がるならば、やはり事業経費、事業量費、金もそれに沿って見直しをしなければいけないのに、やはり造成の見込み違い、そして、事務的な不手際、そうしたことにしましては本当に申し訳なく、お詫びするしかございませんが、第4号に示したように、そうしたお断りする傍ら、その事業費の膨らみに関してお願いをしてまいったところでございます。

そういう中、どうしても厳しいもんですから、当初の36億、番城、議員の皆さん方が議決いただいた、それに見直しする、これは一般質問においても、できる限り、限りなく36億に近づけますと。そして、更に補助金、そうしたことにしましては、町民負担、将来にわたりツケを回さない、そういう思いの中でお話をしてまいりました。そして、先日、会期中に36億に縮める減額、施設の一部外してからのことになりましたけども、御提案を申し上げましたけども、これもなかなか御理解いただけるような状態じゃございません。

本当にそういうことで、一転、二転、三転、そういうふうな状況ではございますが、しかるにやはり、もう町民に信を問うしかないという思いの中で今回提案に至ったところでございますので、どうぞ御理解いただきますようお願いを申し上げます。やはり、もう菊水地域においては七つの複式学級がございます。目的は皆さんがもう言わず、語らず御承知のとおり、複式学級をなくす、そして、小中連携した中で成長段階に合わせた中で子ども教育、そういうことでございますので、これは和水町の宝、それから、我々がお世話になる子ども、そして、これから和水町で生まれてよかった、そして、和水町で教育受けてよかった、そして、やはり和水町ということ誇りに、厳しい社会に羽ばたいてくれる、そういう環境づくりをしていきたい、そういう思いで今回の提案に、提出になったところでございます。よろしくをお願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 今、町長から答弁をいただきましたけども、私が申し上げたかったのは、今のお話を聞いてると、結局、私がどれだけ努力しても、それがもうできなかった。だから、どうにもならないから住民投票条例を出したというふうにとられんでもないわけですよ。そうじゃないんですよ、町長。本当にこの学校統合事業建設をですね、町民の方々の声を本当に聞いて、やりたいから出すんだと。私はそれを町長自身から先に伺いたかったんです。それが1点ですね。

それから、先ほどずっと、1条からずっと説明ございました。第1条に36億円から39億6,000万円に増額して実施。結局、このことが私が申し上げたいのは、結局36億円以内で収めるという当初の計画どおり収めるという町民の方々、それから我々議会に対しての公約ということを完全に破棄をされたと思っていいんですね。それで、私はそう理解するわけですね。そういう意味合いにおいて。それが1点ですね。

それから、人災というとなんでもないことなんですけども、ここに住民投票の投票、結局、投票の用紙にかかわるその文言というものをどういうふうに考えておられますか。それが1点です。

それから、この条例を制定されたならば、その効力というのは60日となっています。その条例でですね、その間、効力がある間、今、契約するとですね、工事をなされておる。そういうことに対しても、それでも事業進めていかなければならない。しかしながら、この効力・・・一切・・・契約等、そういうことは一切行わないというお約束をいただきたいのですが、どうですか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） まず1点目の36億、もちろんこうしたことに関する見直しのときに、この数字というのは公約、そういうふうな重きに私は受け止めておりますということは、自ら発言したところでございます。もちろん、そういう思いに重く受け止めておることは事実ですけれども、この変更せざるを得ない、この内容からして、やはり事業拡大する形の中で、事務的不手際、そういう単価的な間違い、安易なその事務不手際、そうしたことはお詫びするしかございませんが、やはり増えたことに関しては新たなこれから有効に永遠と利活用できる財産、資産というものを作り上げるわけでございます。しかも、当初予定しておりました将来にわたる町負担というのは、逆に少なくなるその努力はさせていただいた、そういう思いでございます。

それから、今、発注、契約しているのは、もうお進めになって結構ですとお許しをいただきました。ありがとうございます。そして、これが投票、それが執行され、その間は新たに発注をする、そのことに関しては控えたいと思います。よろしいですか。

これに至って、本当に今回、議員の皆さん方も議員発議でお出しいただきましたそのことに関する思い、それに関して今回、やはりその思いに関してはしっかりありがたく、おかげさまでというような、そういう気持ちで受け止めております。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 目的に掲げております町民の方が、すべての方が非常に判断しやすい、わかりやすい、そういう文言を掲げたいと思います。意味が違うものはできませんけども、この趣旨に関して、非常に端的に長く書く文書じゃなくて、やはり難しい漢字を使わずに、やさしく判断しやすい文字等を問いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） なぜ私がですね、その投票用紙とか文言とか、やはり、判断されやすい、今町長おっしゃられたように、それが一番大事だと思うんですよ。しかしながら、あまりにも簡単すぎると、ただ増額と、出した場合と、金額をそのまま出した場合、やっぱ全然違うわけですね。やはり関心があるないにかかわらず、やっぱりそれを御存じない方も恐らくおられると思うんですよ、住民の方々においても。そういう点では細心の気を配ってやっていただきたいと思います。

それから、我々・・・・との公約を白紙にしたんだとはっきり町長おっしゃられましたけれども、それは・・なぜなら、町長が再三にわたって私たちに、議会は36億認めていると認めたじゃないかとそればかり言っておられたわけですねそれを議会に突きつけられた。しかしながら、そうやって増額して実施するんでしょう。・・・それだけは認めてくださいと。そういう意味でしょう。今まで議会で議論してきたから申し上げているわけですよ。自らそれを託されたんだと、そういう意味でそれを確認したいわけですよ。それから最後になりますので・・・。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回、これに至ったことに関しては、古閑議員さんの一般質問、そうしたしっかり刺激を与えていただいた。ただ、そうしたことが今日にこういう形になったわけでございます。そういう意味では、本当に感謝申し上げたいと思うところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はっきり、そうですね、公約としてそういう認識、そういう中で内容を好意的に変更せざるを、そういうものじゃなくて、やはり、もちろん事務方そして私どももそれを鵜呑みしとったが上に今回のような御迷惑かけるようなことになったわけでございますので、なるだけいろんな意味でお許しいただけるような、そういうふうな努力をさせたいと思っています。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

2 番 豊後 力君

○2 番（豊後 力君） 目的の第1条についてちょっとお伺いをいたします。もともと36億という数字はずっと一人で歩いておりましたけども、今回、この第1条の中に39億6,000万に増額して実施することについて承認の意思を確認することを目的とするとうたっております。この39億

6,000万というのは、いろいろな数字が今飛び交っておりますですね、44億とか。

私がちょっと言いたいのは、仮にこの事業費が36億からオーバーしてもという意味合いのことだったら、私もはあと思うんだけど、ただ39億6,000万という数字をここに掲げてありますので、じゃあ和水、菊水地区の小中併設建設事業費等がすべてが39億6,000万で終わってしまうというこの目的ですね。ですから、そのへんが私も非常にまたこれから出るからまたお願いしなすというようなことができますよ、仮にこれが住民の方々の賛同を得た場合、そのときに本当にまた次の予算措置という形で提案をされるんじゃないかなと、それがちょっと不安だったんですが。

それと、まず39億6,000万、この根本的な数字というのを、やっぱり我々はきちっと把握をせないかんだろうというふうに思いますし、また、今まで再三私も町長のほうにはお願いをしたのが、総事業費となるのは大体幾らですかということを私は再三申し上げておりました。建設課長のほうにもだいぶお聞きをしましたが、この39億6,000万では恐らく足りないんじゃないかなと不安に思います。やはり、このへんをこの数字を出されたということは、やはり計画表の掲示をすることが、やっぱり町民にとっても安心じゃないかなと私は思います。私も提案をさせていただきましたが、私はこの39億6,000万については、一切触れておりませんでした。やはり、今後どのような形でこの増額、それが余儀なくされるかということで私は提案をさせていただいたんですが、ここにちゃんと39億6,000万という数字が上がっておりますので、これをもって、逆に言いますならば、すべての事業がこれで終わるという認識でよろしいですね。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） すべてがどのように解釈していいか、それぞれ思いが違ふと思いますけれども、住民説明会、それからなごみ広報で全戸にお配りしとる、それがそのままお配りしとる、それを更に住民の方々に判断を仰ぐわけでございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） これはもう形として、39億6,000万というのが出ております。これは一つの大事な書類でございますので、議案ですから。確かに前回、別冊4号でお示しをされました数字というのは、ここに掲げてあるから多分それで大丈夫だろうというふうに思いますので、町民の皆さん方がどのように思われるか分かりませんが、私はいつも一般質問の中でも言いましたように、やはり見直すべき所は見直していこうじゃないかと。やはり、今後、今は確かに財政的にはですよ、基金の積立もあるから安心だという思いはあるかもしれませんが、今後やはりこの国の情勢の中で、本当にやっぱりしていかなんというのは、住民のインフラ、そういった所の整備だろうというふうにも思いますし、また、今日も国保関係の部分にもいろいろな・・する事項があります。そういう意味の中では、やはり私は、もうここに明確に39億6,000万というのが出ておりますので、もしこれが反映されますならば、これでもう終わるんだという気持ちを持っておりますので、答弁は要りませんが、町長はおっしゃいましたので、今後はじっくりと見させていただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） この町長の英断には多少感銘をしとる部分もあるんですが、多少といいますのは、この39億6,000万、別冊とか言われてましたが、なごみの別冊のほうには、第二グラウンドあたりもきちんと整備した金額を提示してあるんですよね。だから、それで39億6,000万。

もう一つ、町長のほうから言われました、議員さんのほうも提出予定だったと言われた、それにはもう一つ36億円と、もう一つ、この前、住民説明会で非常にこう異議、疑問を持たれてましたあれには、和水グラウンド、いわゆる番城グラウンドも問うという文言があっておりますし、投票用紙にも第二グラウンド、すいません、和水グラウンドでいいか悪いかというのを問うというのがあったんですよね。そこらへんの所で町長のお考えをお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 和水グラウンド、第二グラウンドのことを和水グラウンドというふうな言い方。

（自席より発言する者あり）

はい、番城グラウンドはグラウンドを一部、グラウンドそのものを使って、周辺そして一部、これは両方関わった中で今建設を計画をさせていただいております。よって、第二グラウンドにおいては、やはり社会体育施設としては、再三申し上げておりますように、いろんなもろもろの絡みがあって、教育施設として事業を一連のものとして進めさせていただいております。よって、和水的な社会体育のほうで誇りにしておりました400メートル、これはことあるときには400メートルを作り、そして、大きな大会を誘致することができる。それは確保してまいりたいと思います。

そして、かねがねは学校が開校、生徒がいる間はやはりなかなか今の番城には一般の方々が活用するのはいかがかと思っておりますので、いうならば第二グラウンドを学校施設ということはもう生涯教育、小さい子どもからお年寄りまで、みんなに開放すべき基本的なものでございますので、第二グラウンドを自由にお使いいただきながら、そして、放課後、部活においては調整をし、そして、夜間においてはナイター、そうしたことにしましては、どうぞ今の番城を活用する、そういうふうな調整をさせていただきたい。そのような考えでおります。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） ちょっとはっきりわからなかったんですけど、そのままいわゆる番城グラウンドを使うことに、この前町民説明会で非常に異議が疑問、呈する意見がありましたので、そこらへんの所は今後どのように説明されていくのかという表現だったらよろしいんですかね。

それと、これ別に厭味で言いよるわけじゃないんですが、この三加和の小学校のほうが統合されまして、それでいろいろ備品関係で3,000万ほど予算計上してある。スクールバスも2台だっ

たかな、買うような段取りでしてあります。そこらへんの経費というのは、39億6,000万に含めるお気持ちか含めないお気持ちかをお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） バスの費用については、この39.6億円には含めておりません。関連事業ということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 先ほど、和水グラウンド、そういうふうな思いの中で、今後においては、例えば三加和のグラウンドにおいても、今、福岡ソフトバンクホークス、それに手を挙げておりますので、本当に祈るような思いでそこも提案させていただいております。もしそれが、是非叶いたいんですけれども、叶うことになれば、やっぱり総合的に和水グラウンド、中心的にひとつ本格的なものを造ったがいいのか、やはり地形的に三加和地域、菊水地域に造ったがいいのか。これは今、この39.6億増額させた中で整備させていただいて、その後、運動場的にはもうでき上がるわけでございますので、その後、ナイターとか、それから雨、全天候型の三面層にするとか、そういうことに関しては、今後後々、社会体育関係の皆さん方、町民の利活用、そういう状況を見て整備していくものであらうと思っております。ですから、そうした金には、この39.6億には加わっておりません。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 私もいろいろ言ってますけど、住民投票条例をされますことに関しましては、反対する意思はまったくございません。

ただ、最後にちょっと、よくこの前説明会ぐらいから、関連、今はもう学校教育課長が言いましたけど、「関連予算」という言葉が異常に出るんですよね。これが非常に疑惑を持たれるわけですね。だから、44億2,000万という話から、今度は道路がどうのこうの、河川がどうのこうのがいっぱい出るわけですね。この「関連予算」という言葉を最初に使われたのはどなたなんですかね。非常に誤解を招く表現なんですよね。私もどなたかよく覚えてないんですよ。非常に誤解を招く「関連予算」という言葉。

関連予算といったら、どこまでが関連予算かというのと、校舎以外はみんな関連予算なのかいって。どこからどこまでが関連予算かというのが、非常に明確じゃない日本語ですよ。関連予算という言葉は、これこそ、これを使うから誤解を招く、事実がわからない。議員もどこまでかわからない。非常にこう、疑惑を、私個人も疑惑を持つ言葉なんです。さっき言いましたように、土地代、箱ものだけなの。いや、違うだろうって、どこまで。先ほど、備品とかスクールバスは違うという話だったんですよ。あと、どこまでが関連予算、どこからが関連予算じゃなくて本予算なのかを明確にしないと、この条例自体が投票時に非常に皆さんの混乱を招く可能性があると思うんですよ。私があと質問できませんが。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 関連予算、それはそれぞれ思いの中で、どこまでっていう、なごみ広報でお示しする中で、3号で非常にナイター施設まででき上がるやな文章、そうしたことがあったことも事実です。それは別ですとはっきり再三今日は申し上げておるわけでございますので、それは御理解いただきたいと思います。

幾ら要る、幾ら要る、3.6億増えました。一方は、将来にわたる負担は減りました。そして今、今日ですね、人の力ではどうしてもできない、やはり労働、東日本大震災の関係で11%上がっております。燃料も上がっております。いろんなもろもろ、そして、東京オリンピックがもう決まりました。もう大変なやはり経済を潤すために大変な金がそこに動くわけでございます。そういう中ですから、自分としては、また税調区でいろいろ今取り組みがなされておりますが、地方にゴルフ利用税もカットされるような動き、いろんな企業が動きやすい、そういうものに関する減免、そすと、その一部が我々地方にきておったんですけども、その手立てがないまま、もうそれは取るなというような状況になってきておりますので、私ども関わる国会議員には、ひとつそのことを電話なりしっかり何らかの形でお会いする上においてお願いをしておるわけでございますので、自分としては、本当に時期を得た一番、これから5年もするならば、大変、なおもそういう財政的には補助金とかそういうものに関しては、物価とか、もちろん消費税も来年3%上がるやな、そういう状況でありますので、やはり早くこのことに関して取り組む、子どもたちの複式学級を早く解消する、これは極めて大事なことであらうと思っております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 町長におかれましては、13日の一般質問の折には、私の質問の中では決断はいただけませんでしたけども、何とか最終日に決断していただきました。僕はこれが一番王道だろーと思います。

でですね、お聞きしたいと思いますが、第15条の町長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとするとあります。そこで、最初の提案の目的の所に戻りますけども、住民投票の中で、賛成ではなく反対だという町民の皆様方の声があった場合は、36億で設計を見直してするという事で理解しとってよろしいでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 結果は我々執行部も議員さんも一緒なんですが、尊重しなければいけないわけでございます。よって、どうしても39億、3.6億の増額に関してはお認めいただけんということであれば、先般お示したような形の中で、またそういう御提案をしなければいけない、そういう状況が生まれるのかなというふうに思います。だけん、これにおいてはもうとにかく、こがんした場合、あがんした場合、想定、仮定の場合においては、ちょっとコメントを控えさせていただきます。と思います。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 町長、その36億円にした場合は、やっぱりどうやってするかは、ここは提示しとかんと、僕はいかんとやないかなと思います。で、やっぱ設計を見直して36億、このままじゃどうせできんわけでしょ、実際。建設課長ですね。だから、この前も一般質問の中で論議しましたけども、ここで町民の皆さんがもう36億で抑えろと言われるならですよ、これはもう設計を見直すしかないわけですよ。そういうその、給食センターを後から造るとかですね、そういうことは間違いです。だからですね、ここで、この議場の場で、ちゃんと36億ということで、町民の皆さんがそうしてくれって言われたら、それは設計を見直すことが僕は一番だろうと思います。答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それは今の設計を一旦いただいて、36億でもうまた基本的に見直しなさいという形をとるしかないわけ。それをとるか、先般、今センター方式がありますので、やっぱり将来においては合併特例債、過疎債が切れる前に、あんまりもう大丈夫じゃないような、しっかりしてない、長年老朽化もあるわけですから、それまでちょっとしっかり頑張っていて、後にするとか、やはり全体的にグレードを落とすということになるといかなものかと。それがひとつのやはりまた、二者選択お示しをしながら、議員の皆さん方にお示しする、そういうことになろうかと思います。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 議員の皆さんにお示しするというとは、いつの時点で示されるのか。もうですよ、町長、実際ですね、この第4弾でいかせてくれっていう思いの中で、だけん、それが町民の皆さんがノーって言うたら、やっぱここは後戻りして設計をし直す、僕はそれが一番だろうと思いますよ。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 基本的にはもうそれしかないと思います。もうノーということであれば、36億でやはり設計をそれに合わせた形の中で造ってくださいと言うしかないと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ちょっと今の答弁の中ではっきりしたのは、36億から39億6,000万に増額して実施するということに賛成か反対かというように町民に信を問うということだと思いますが、これに反対であれば、あくまでも36億で番城グラウンドに造るという意思が強いのかなというふうに気がしましたが、町民の皆さんの説明会のときの話を聞いてみますと、やっぱり無駄遣いをしないで、菊水中学校と中央小学校を何とか耐震改修工事もやって使ってほしいと、そ

ういうとが私は多くの皆さんの声じゃないかなというふうに思います。

それで、私は住民投票については賛成なわけですがけれども、幾つかこの条例については問題があるんじゃないかなというふうに思います。一つは、その住民投票の成立の要件ですね、住民投票は投票者した者の総数が投票資格者の総数の2分の1に満たないときは成立しないものとするというふうにあるんですね。これは、半分の住民投票資格者名簿の中で半分の方が投票しなかったら、もうボツになるということですね。例えばその、この菊水のほうの学校建設事業で信を問うということになれば、三加和の人たちはほとんど状況を知らないんですよ。説明会に三加和であったときにも、恐らく数十人しか来なかったですし、職員の方がたくさん来てましたけれども、一般の町民の方は少なかったですよ。ですからその、36億円とか39億6,000万とか言っても、ほとんどの町民は、特に三加和の住民の方は知らないというのが状況だと思うんですよ。

私たちも、昨日の話もまた削減するかという提案がありましたが、36億、39億6,000万と、一体どこの時点でどういうあれだったかというのがまたわからなくなるような感じでですね。だから、全町民の中でこの数字というのを知っている方が果たして何割いるのかと。1割か2割かという、それぐらいのところで投票をやってですね、2分の1まで投票率が上がるかなというふうに思うんですね。

だから、そういう意味で、例えばここに住民投票の期日はこの条例の施行の日から40日以内で町長が定める日曜日とすると。町長は前項の規定により投票日を定めたときは、投票日の5日前までにこれを告示しなければならないとありますよね。そすと、町長が判断をして40日以内に日曜日に行くというふうになれば、40日以内に住民の方が金額を、建設金額を果たして理解できるのかなというふうに思うわけですね。非常に窮屈な期間になっているというふうに思いますし、それから、選挙管理委員会が大体選挙のときは、町議選も町長選挙も大体全体をリードしてやりますよね。告示も投票日をいつするかということも決めます。ところが、今回は町長ですから、町長がやっぱり住民投票というのは、町民に公平公正に判断してもらうためにはどうするかと。町長がですね。この条例の下では、町長がどうするかというのが、当然具体的に問われてきますので、そういう意味で、ちょっと中身がこれじゃ物足りないなというような感じはするんですが、そういった面でどういうふうにお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） これは和水、いろいろと先進事例をもってここに出したところでございますし、先ほど全協で双方協議なされたときに、ほぼ内容的には変わらないわけでございます。やはり、双方とも2分の1を超えないときには、そういう形の中で、一般的にやはり過半数という思いの中で2分の1、そういう形じゃないかなと。ただ、目的、それが若干議員さん方の御提案に関して違うだけで、あとほぼそう変わるものじゃないというふうに理解をしております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 最短で40日以内という、何日になるのかということをお聞きします。

投票日ですね。それから、ここに期日前投票等という所で、2項の1、2、3ということで括弧書きしてありますが、身体障害者福祉法、それから戦傷病者特別援護法、介護保険法、この3点の人たちというのはどういう人になるのか。これまでの普通の選挙とは違いますよね、投票のやり方というのは。自宅にいても投票できるというふうにするのか、そういうふうに受け取られるような文言になってます。郵便等により送付する方法で投票を行うことができるというふうになってますので、こういう人たちはどういう形で投票するのか、そういう人たちのことをちょっと具体的に説明してください。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 第9条の2項のほうで、投票を記載し、これを郵送により送付する。投票を行うことが、郵送により送付する方法により投票を行うことができるということで、身障者、戦傷病者、介護保険法とに規定、この方々、郵送による、具体的にちょっと細かい所までちょっと今のところわかりませんが、郵送等によりも投票ができるような方法でやっていくということでございます。ちょっと具体的にはようとまだはつきりわかりません。

そして、投票日の日程なんですけど、まだこのへんも全然決めてはおりませんので、現在のところわかりません。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） やっぱりこう提案するからにはですね、具体的に先々のことを考えた上で提案していかないと、これこそ住民に信を問うわけですから、それを議会に提案するわけですから、議決する上では一番大事なことになるんですよね。これをなおざりにしてもらったらやっぱりまずいと。きちっとやるべきことはやった上で提案をします。

さっき言いましたけれども、郵便等によって送付するという方法ですけども、これはやっぱりどういうふうに見えない所で行われるかというのはわからないわけですよね。だから、それがどういうふうにするのかと。例えば、病院とかで投票する場合には、その担当の方をちゃんと配置した上で投票しますよね。そして、選管のほうに送ってくると。そういう方式がとられてますけども、この場合だと、そのへんが曖昧になっとってですね、ちょっとそれはまずいんじゃないかなというふうに思いますし、先ほど、2分の1を超えるために町がどう努力をするかですよね、一つは。そうしないと、やっぱり公平公正に町民の信を問うことができないというふうに思うんですよね。だから、まず内容を知らせるということで、どういうふうにするのかということもまだ検討されてないかもしれませんけれども、そのへんはやっぱり具体的にすぐにでも検討して、町民の方に内容をとにかくお知らせすると。間違った事実じゃなくて、きちっとした事実を知らせていく中で住民投票を行うということが大切じゃないかと思いますけれども、そういった点でどうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 先ほど古閑議員さんのお尋ねのときに、目標、目的、こうしたこともわかりやすく表示しますと申し上げたところでございます。そしてまた、どういうふうになんて聞いているのか、そういう選挙広報的なものを、やはり比較しながら判断できる、わかりやすいものを作ってお知らせをせにゃいかん。もちろん、なごみ4号とかけ離れたものじゃいかんわけでございます。あとはもう、公職選挙法、議員さんの選挙、首長の選挙、そうした形の中で、ここであらゆる形の人が投票に行ける、投票に参加できる、そういうことでございますので、一つ一つ今お尋ねの件に関しては、やはりなるべく投票に行けるような、ここの所はこうしよう、あそこはこうしよう、そうした形の中で、やはり町民の立場で今後は早急に整えてまいりたい。整えさせてまいります。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） 6番松村です。今、12番議員さんから言われました13条の件でちょっとお尋ねします。ここに書いてありますように、住民投票は投票した者の総数の投票資格者の総数の2分の1に満たないときは成立しないものとするって書いてありますよね。それでですね、これは例えば2分の1なかったとしますよね。なかったときはもう無効になってしまうか。それで、例えばまた投票を開票して、賛成・反対がいらっしゃると思うんですよね。そのときの判断は町長はどのような判断をされるつもりでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 半分、過半数いかんときはもう、まったく開かないわけです。開けないわけです。これは議員さん方がお出しになっている方法もまったく同じことであってございしますので。これはもう一般的に、やはり過半数という意味で2分の1ということで、あらゆる所でもそうされておるようでございます。

○議長（多賀勝丸君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） この投票条例というのは、やっぱりこの書くというか、載せるのは、2分の1というか、これは決まってるわけじゃないんでしょう。町長がここに提案、提案というかこれされるのは、2分の1以上の方の賛同がなかったらだめと言われることですよ。そしたら、もう少し、本当はさっき笹渕議員から言われましたように、菊水地区のほうは割とわかっておられるからいいと思うんですけど、三加和のほうは、本当にこの学校建設に対してのまだ関心も薄いと思うんですよ。今の有権者の方は何名いらっしゃるんですかね。お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はっきりした細かい数字までは覚えてないんですけど、9,500人程度、9,500ぐらいです。

○議長（多賀勝丸君） いいですか。

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） わかりました。もしかしたら、もしよければもう少し緩和していただけたらいいかと思うんですけど、私は。三加和の方のほうがちっと関心が薄いというあれがありますので。

それからもう一つお聞きします。ここに、この前の説明会、町民説明会でも、町民の皆様からいろんな意見が出ました。しかし、ここの文言に対して一つ入れていただきたいのは、まず、お金は使わなくていいということで、町民の皆さんは言うておられます。こういう新築しなくて、新校舎を建てなくてもいいと言うておられます。それで、もう一つ、昨日私も申し上げましたけど、中学校・中央小学校の耐震強化をして、先ほど24億とかなんか言われましたけど、そういう金のかからないと思うんですよ。それで、その方法も一つ文言で入れていただけたならと思うんですけど、町長はどういう意見を持っておられますか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 松村議員さんが思いは十分受け止めますけども、執行部として、もう既に何年か前にそれも一つの選択肢として検討をいたしております。そういう中で、耐震強化を図る、そして、時期、建替え、そうしたことを長期的なスパンで考えた場合は、やはり合併した合併特例債、そうしたものを活用して、先に造り上げとったほうが、そして、双方分かれた形の中で連携教育というのは、先生方の交流もやりづらい、できないことはないんですけども、やはり子どもたちがお互い一緒に、メリット・デメリットあります。あるけれども、やはり9年間、中1ギャップ、そうしたことの解消、そうしたことを考えたときに今日に至っておるわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

11 番 杉村幸敏君

○11 番（杉村幸敏君） この学校の問題は大変住民説明会、いろいろ大変混乱を来しております。そういうことで、私は本来ならば、もう町長も、議員も辞職というぐらいの気持ちで本当に責任をとらないかんという気持ちでございますが、住民投票の条例を今日提出されましたので、町長もここで仕事を投げ出すというわけにはいかんという思いだったろうと思います。そういうことで、私もこれを認めていきたいと思いますが、この学校問題は、何回も言いますように、平成17年から南小学校が提案をしたわけでございます。私、それを覚えております。当時、多賀総務委員長、そこに南小学校は提案がありました。そして、いろいろな検討をなされました。そういうことで進んでおります。それで、町長はもう本当は辞めなんばいという話がもうありましたが、やっぱり自分の責任は全うせないかんという気持ちでここに苦渋の決断をされたと思います。

それと私が言いたいのは、この学校の予算について、詳しく39億6,000万のこれが町民の皆さん方にわかるようにひとつ説明をしなければ、今、私の耳に入ってくるのは、学校を造っと、昨日は60億、今日は70億という噂が入ってきます。なんでそういう噂が入ってくるのか不思議で

なりません。そういうことがないように、39億6,000万円で造りますと。36億だったばってん、39億6,000万で造りますということ、やっぱり町民の皆さん方に十分詳しく説明をしてもらわなければいけない。それと、町民の皆さんの心配は、町民説明会で「学校を造るなら税金な上がるでしょう」という話も聞きました。この件につきましても、やっぱり町長はこのために42億も積み立ててあると思います。今日の日を考えて積み立ててあると思います。そういうことで、一切税金は上がりませんと。これは断言されると思います。町の持ち出しは18億2,000万という、そこらへんあたりをやっぱり町民の皆様に理解をしていただく。ただ60億、70億いきゃこれは大変ばいたって皆さんの思い、心配がございます。そこらへんを十分説明されるように、また、私たち議員もそういうことで説明していく、町長だけじゃない、私たちもそれはやっぱ説明していかないかん。三加和地区あたりには、今話がありましたように関心がないと。これはやっぱり議員としても、町民におしかせじゃなくて、議員自らやっぱりいろいろな会合のとき「こういうことですよ」ということで投票を仰ぐように努力を私たちもしていきたいと思います。町長、そがんにについて答弁をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ここに目的といたしております36億、3.6億増えた39.6、これはなごみ広報、これと引き合わせてしっかり見ていただければわかるわけでございます。しかし、今度はそれには町、三加和地域も一つのものとして作り上げておりますので、今度はこれに対して、やはり町民の方が判断しやすい資料を、その資料をもって、数字も入れた資料をもって、そして、こうした場合にはこういう問題があるとか、こういうメリットがあるとか、そこらへんも双方公平に町民の方にお知らせをしていくと。よって、そういういろんな話に関しては、やはりなごみ広報とこれに関して新たにお出しする、それを見て、これが正しい情報ですよと。町から出す情報なんですよという形の中で、しっかり2分の1、50%を超える投票をいただくような努力をさせていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） やっぱりですね、この住民投票の件に関しては、公正明大に、それが一番だろうと思います。本当に皆さんが公正明大に自分たちの気持ちを書いて投票をしていただく。そして、それに沿っていかなければ、この投票条例はそのようになっておりますので、これをイエスカノーカ出たらこれを遵守していくということで進んでいってほしい。答弁は要りませんが、私はそのように理解をいたしております。今まで大変説明もしましたが、また説明もありましたが、なかなかなごみ広報も見とらんという人も大変私の耳に入ってきます。もうあとは皆さん方に、議員の皆さん方に任せとっけんというごた感じの人もいっぱいいらっしゃいます。そういうことで、三加和でも先ほどありましたように、30名ぐらいしか集まりがなかったと。私たちの町でも、本当にあそこがふれあい会館がいっぱいになるように、本来来てもらうならよいわけですが、なかなか、私は花簇校区ですが、見てみますと10人おられるならよかだろうというよ

うな感じがいたしました。そういうことで、この件については公正明大に、一つ町民の理解を得る、イエス・ノーを聞く機会であると思います。

何度も申し上げますが、本来ならば私たちは、もう私たちはパフォーマンスじゃございません。ここに何名かおられますが、議員もこれは責任があると。総辞職でもしてやらないかんという気持ちの人もいっぱいいらっしゃいます。ことここに至っては、この結果に従っていくということで思っております。以上、答弁は要りませんが、思いを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第4、発議第1号「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出について」を議題とします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 発議第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書提出について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第5、発議第2号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書提出について」を議題とします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第6 発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書提出について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第6、発議第3号「道州制導入に断固反対する意見書提出について」を議題とします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。発議第1号、発議第2号、発議第3号の意見書については、その字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整備を議長に委任したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

9月議会定例会の閉会に当たり、一言あいさつ申し上げます。去る9月11日以来10日間、議員各位におかれましては、熱心に審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。また、会期を通じて、議事進行に各位の協力を得ましたことを、重ねて御礼を申し上げます。

町執行部におかれましては、今期定例会において成立しました諸議案の執行に当たって、適切な運用をもって進められ、町政の発展のために一層の努力をされんことをお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これで平成25年9月和水町議会定例会を閉会します。

御起立願います。お疲れでございました。

閉会 午後7時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員